



東京証券取引所
E T F J D R 上場の手引き
第 1 5 版

ETF-JDR Listing Guidebook ver.15

株式会社東京証券取引所

東京証券取引所 E T F J D R上場の手引き 〔 ご利用にあたって 〕

- ・この「東京証券取引所 E T F J D R上場の手引き」は、外国E T F 及び外国商品現物型E T Fについて、有価証券信託受益証券（J D R）スキームを活用して、東京証券取引所に上場するにあたっての、上場審査、適時開示及び上場廃止等の基準や手続き等の概要を説明するものです。

※ E T F J D Rの上場制度、上場審査基準、適時開示基準及び上場廃止基準等の詳細につきましては、有価証券上場規程第5編「受益証券及び投資証券」をご確認ください。

- ・この手引きでは、外国E T F 及び外国商品現物型E T Fを信託財産（受託有価証券）とするJ D Rを上場申請する場合における制度の概要について説明しています。なお、この手引きでは、「E T F J D R」を、基本的に「外国E T F 及び外国商品現物型E T Fを信託財産（受託有価証券）とするJ D R」のことをいい、単に「外国E T F」としている場合は、「外国投資証券に該当する外国E T F」を含んでいます。
- ・外国E T F 及び外国商品現物型E T Fは、本国等（組成国、外国E T F 及び外国商品現物型E T Fが上場又は継続的に取引されている外国金融商品取引所等の所在する国又は地域をいいます。）の法制度、実務慣行等によって、組成方法やディスクロージャーの内容等が異なることがあります。そのため、上場審査基準など上場規則の適用に際しては、本国等の法制度、実務慣行等を勘案することとしています。
- ・本手引きで示す信託契約の内容などは、例示の一つとして示しているものであり、例示以外の内容で信託契約などが締結されている場合であっても、必ずしも上場審査基準に適合していないと判断されるものではありません。
- ・ただし、この手引きに例示されている信託契約の内容などについては、信託銀行、金融商品取引業者（証券会社）、証券保管振替機構、その他の専門家など関係者の間での検討が行われたものであり、関係者の間で共通の理解がされているものです。したがって、この手引きの例示以外の内容で信託契約などが締結されている場合、上場審査上、追加的にご説明いただく必要や、関係者との間で事前に実務上の調整が生じる可能性があります。

○凡例

法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
定義府令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
監査証明府令	財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
信託法	信託法
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律
投信法施行令	投資信託及び投資法人に関する法律施行令
投信法施行規則	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則
振替法	社債、株式等の振替に関する法律
東証	株式会社東京証券取引所
上場規程	(東証) 有価証券上場規程
施行規則	(東証) 有価証券上場規程施行規則
上場規則	(東証) 有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則の総称

東京証券取引所 E T F J D R上場の手引き

[目 次]

[目 次]	3
第1章 上場対象となる有価証券	4
第2章 上場審査	7
2－1. 上場までのスケジュール	7
2－2. 上場までの諸手続	8
(1) 上場に向けた事前相談・事前連絡	8
(2) 新規上場申請	9
(3) 上場審査	10
(4) 上場承認	10
(5) 情報開示	10
2－3. 上場審査の内容	11
(1) 上場審査基準一覧	12
(2) 純資産額と指標との相関性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの2を準用）	20
(3) 信用リスクがあるE T Fに関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの4を準用）	21
(4) 指標の適格性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dを準用）	23
2－4. 上場申請書類	30
第3章 開示・提出書類	36
3－1. 法定期開示	36
3－2. 適時開示	36
〔決定事実の開示〕	36
〔発生事実の開示〕	40
〔決算情報の開示〕	42
〔カウンター・パーティーの財務状況等に関する開示〕	42
〔その他の情報の開示〕	44
3－3. 情報提供	47
3－4. 提出書類	53
第4章 上場廃止	58
第5章 上場に関する料金	65
5－1. 上場審査料	65
5－2. 新規上場料	65
5－3. 追加信託時の追加上場料	65
5－4. 年間上場料	66
第6章 J D Rの信託契約及びその他の契約の概要	68
6－1. J D Rの信託契約の概要（例示）	68
6－2. その他の契約の概要（例示）	70
第7章 各種フロー	72
(1) 追加設定	72
(2) 一部転換	72
(3) 終了	73
第8章 その他	75
8－1. サポート・メンバー制度について	75
8－2. 売買等の取扱い	79
8－3. 証券保管振替機構における取扱いと手続き	81

第1章 上場対象となる有価証券

上場対象となる有価証券は、外国ETF及び外国商品現物型ETFを信託財産（受託有価証券）とするJDRです。

東証の上場規則上「外国ETF信託受益証券」又は「外国商品現物型ETF信託受益証券」といい、施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券（JDR）のうち、信託財産（受託有価証券）が外国ETF及び外国商品現物型ETFであるものをいいます。

〔外国ETF・外国商品現物型ETFとは〕

外国ETF及び外国商品現物型ETFの定義は以下のとおりです。

外国ETF	<ul style="list-style-type: none">法第2条第1項第10号に規定する<u>外国投資信託の受益証券</u>であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を、特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいいます。）の変動率に一致させるよう運用するもの<u>外国投資証券</u>であって、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用するもの
外国商品現物型ETF	<ul style="list-style-type: none">法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する<u>受益証券発行信託の受益証券</u>の性質を有するものであって、特定の商品の価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品をその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の口数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限ります。）

〔JDRとは〕

JDRとは、Japanese Depository Receiptの略で、信託法に基づく受益証券発行信託の仕組みを用いて、外国の有価証券を日本国内で流通させるためのスキームのことをいいます。

○JDR : Japanese Depository Receipt の概要

- JDR (Japanese Depository Receipt) とは、外国有価証券を信託財産（受託有価証券）として日本国内で発行される受益証券発行信託の受益証券¹であり、金商法上、「有価証券信託受益証券」と定義されています。
- 海外で発行された有価証券を日本国内で円滑に流通を図るための仕組みであり、日本国内の投資者は、国内の株式と同様に売買することが可能となります。
(「日本型預託証券」や「日本版預託証券」などとも呼ばれています。正確には、「預託証券」ではなく、「受益証券」に該当します。)
- 2007年9月の金商法改正に伴い導入され、東証では、同年11月より外国株式及び外国ETFを対象とするJDRの上場制度を整備しました。その後、外国商品現物型ETFを対象とするJDRや、ETNを対象とするJDRの上場制度を整備するなど、東証では、JDRスキームを活用することによる、多様な外国有価証券の国内上場を進めています。

¹ 金商法第2条第1項第14号、施行令第2条の3第3号に規定されています。

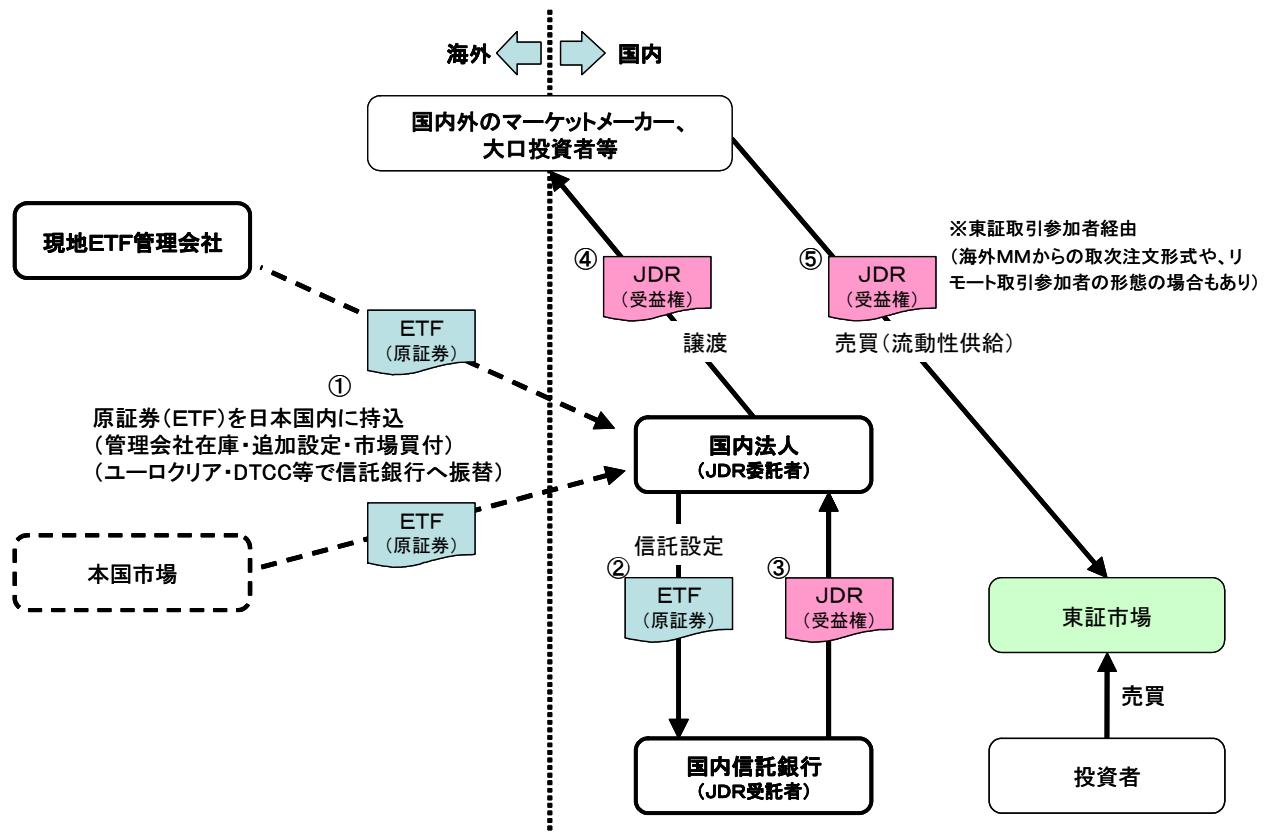
※預託証券（D R）は、欧米の証券市場において発達し、米国で発行されるものはADR（American Depository Receipt）、米国外（主として欧州）で発行されるものはGDR（Global Depository Receipt）と呼ばれ、活発に取引がなされています。

ADRやGDRなどの欧米の預託証券は、自国における規制など様々な理由から、有価証券そのものを他の金融商品取引所に上場できない又は売買・決済の利便性を向上させたい外国の会社が、欧米の証券市場で資金調達を行う際に利用されています。

※JDRは、預託契約に基づき発行されるADRやGDRとは異なり、日本の信託法に基づき発行されます。したがって、JDRの受益者は信託法に基づく保護の対象となり、受託者は信託法上の規制を受けることとなります。ADRやGDRとは、この点が異なりますのでご留意ください。

※JDRへの投資には、その発行体が発行する有価証券を直接取得した場合と同様のリスクが存在することになり、受託者となる信託銀行等が信用の補完を行うものではありません。また、JDRの所有者は、信託を通じてその発行会社の有価証券を間接的に所有しているため、当該有価証券を直接所有している場合と全く同一の権利を行使できない場合もあります。

○ J D R を活用した外国 E T F 及び外国商品現物型 E T F の日本国内への上場スキーム（例）



※ 基本的なスキームを記したものであり、この他のスキームでの発行・上場も可能です。

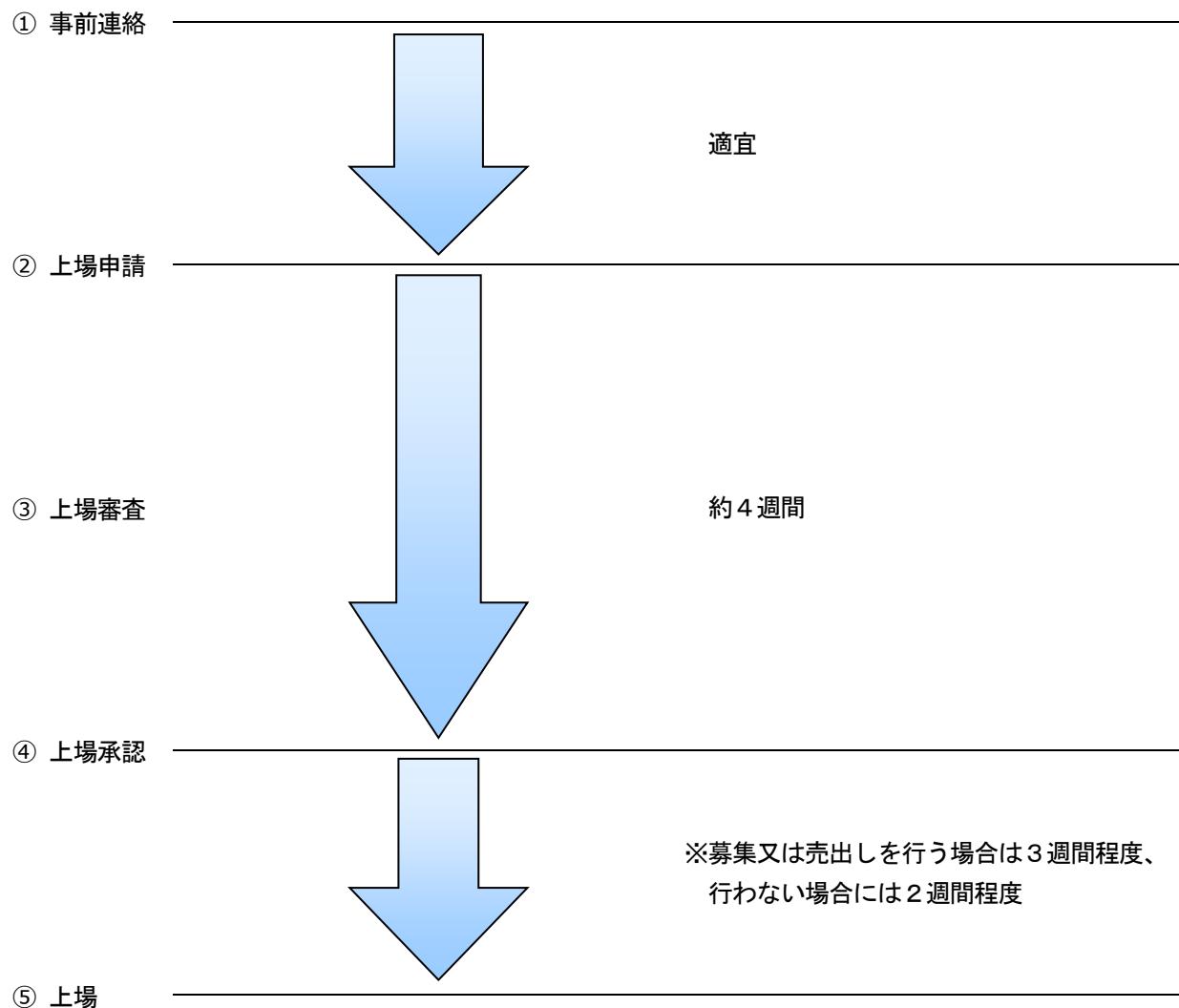
※ JDR の証券は発行されず、全て電子化（振替受益権）されています。

第2章 上場審査

2－1. 上場までのスケジュール

上場までの標準的なスケジュールは以下のとおりです。

ただし、個々の銘柄ごとに上場審査に要する期間は異なりますので、必ずしも以下のスケジュールのとおりとなる場合がある点、ご注意ください。



2－2. 上場までの諸手続

(1) 上場に向けた事前相談・事前連絡

a. 事前相談

E T F J D Rの上場を検討されている場合、東証の上場推進部までご相談ください。

本手引きに記載されている内容をはじめ、E T F J D R上場までのお手伝いをさせていただきます。

b. 事前連絡

E T F J D Rの上場申請を行うことを予定している場合、上場申請に先立って、以下に掲げる事項を可能な範囲で事前にご連絡ください（事前連絡は必須ではありませんが、上場審査をスムーズに進める観点からお願いするものです。）。

なお、「有価証券新規上場申請書」のドラフトを用いてご説明いただくことも可能です。

[事前連絡事項]

連絡事項	内 容
○運動対象となる指標の概要	<ul style="list-style-type: none">・上場申請を予定しているE T F J D Rの運動対象となる指標の概要について、以下の事項をご説明ください。<ul style="list-style-type: none">・指標の名称・指標算出者の名称・概要・指標の算出方法・構成銘柄 等 <p>※指標算出者が作成する指標の算出要領や説明資料を用いてご説明いただいてでも結構です。</p>
○E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fの投資対象	<ul style="list-style-type: none">・上場申請を予定しているE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fの投資対象が、投信法施行令第3条（特定資産の範囲）に掲げる資産のどれに類似する資産に該当するかをご説明ください。
○E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fの外国投資信託又は外国投資法人への該当状況	<ul style="list-style-type: none">・上場申請を予定しているE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fが、投信法第2条第24項に規定する外国投資信託又は同条第25項に規定する外国投資法人に該当すると判断した理由をご説明ください。・上場申請を予定しているE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fのスキーム又は組成国が、すでに東証に上場しているE T Fと異なり、初めてのケースにあたる場合は、日本の法律専門家による上記に関する意見書のご提出を求めることができますので、事前に提出の要否をご確認ください。
○予定する事務体制の概要	<ul style="list-style-type: none">・上場申請を予定しているE T F J D Rの事務体制の概要について、以下の事項をご説明ください。<ul style="list-style-type: none">・E T F J D Rの受託者となる信託銀行の概要・現地保管機関の口座の状況・事務フローの概要・E T F J D Rの委託者となる証券会社の概要・新規発行・追加発行・交換（解約）に係るスキーム・事務フローの概要 <p>※事前連絡時点でのご説明いただける範囲で結構です。</p>

(2) 新規上場申請

上場承認予定日から起算して、一般に、4週間前の日が上場申請日となります。

上場申請日には、有価証券新規上場申請書のほか、各種上場申請書類（後掲「2-4. 上場申請書類」参照）を提出してください。

なお、上場申請日は、上場承認予定日のほか有価証券届出書・有価証券報告書の印刷時期や、祝祭日の有無などを考慮し、関係者との十分な調整のうえ設定するようにしてください。

○ETFJDRの新規上場申請者

以下の2者が上場申請者となります。有価証券新規上場申請書は、以下の2者による連名でご提出いただきます。

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF又は外国商品現物型ETFの場合】

	○ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国ETFの場合 ・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人
管理会社	○ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型ETFの場合 ・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国商品現物型ETFに係る信託財産について法第2条第8項第14号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人であって、かつ当該外国商品現物型ETFの信託財産に関する管理又は処分の指図の全部又は一部を行うもの
信託受託者	・外国において外国の法令に準拠して設立された法人であって、当該ETFJDRに係る受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る信託会社等に類するもの ※JDRの受託者（国内信託銀行等）ではなく、ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETFの信託受託者を指します。

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFの場合】

外国投資法人	・投資信託法第2条第25項に規定する外国投資法人
管理会社	・外国において外国の法令に準拠して設立され、かつ外国において外国の法令に基づき当該外国ETFに係る資産について法第2条第8項第12号に掲げる行為に相当する行為を業として行う法人

【ETFJDRの関係者】

関係者	上場申請者	内 容
発行者	該当	・ETFJDRの信託財産（受託有価証券）の種類に応じて上記の管理会社又は外国投資法人とのことをいいます。 ※信託法上の発行者は、JDRの受託者（国内信託銀行等）となりますが、上場制度上は、JDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF及び外国商品現物型ETFの管理会社又は外国投資法人のことをいいます。
委託者	—	・JDRの信託委託者をいいます。 一般に、金融商品取引業者が行うことが想定されます。
受託者	—	・JDRの信託受託者のことをいいます。 一般に、信託銀行が行うことが想定されます。

関係者	上場申請者	内 容
サポートメンバー	—	<p>・上場後のE T F J D Rの円滑な流通の確保に努める東証の取引参加者（金融商品取引業者）のことをいいます。</p> <p>※詳細は、後掲「8-1 サポート・メンバー制度について」をご覧ください。</p>

○代理人等

新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F及び外国商品現物型E T Fの管理会社及び外国投資法人は、上場申請時点までに、日本における代理人等（代理人又は代表者）を選定する必要があります。代理人等は、具体的には、適時開示資料のT D n e t登録や東証への提出書類の提出等を行います。

代理人等の要件は以下のとおりです。

- ・本邦内に住所又は居所を有する者であって、東証との関係において一切の行為につき代理又は代表する権限を有する者であること。
(原則として、管理会社又は外国投資法人の役職員。役職員からの選定が困難な場合には、東証の承認する者（例えば弁護士等）。)

※本邦内とは、東京都内又はその近辺で東証が承認する場所のことをいいます。

※代理人等とは、代理人又は代表者のことをいいます。

※E T F J D Rの発行者が東証上場会社の場合は別途代理人等を設ける必要はありません。

※代理人等の選定や変更を行った場合は、代理権又は代表権の付与を証する書面を速やかに東証に提出してください。

(3) 上場審査

上場審査の内容は、後掲「2-3. 上場審査の内容」をご参照ください。

(4) 上場承認

上場審査が終了し、上場承認される場合、東証のホームページを通じて公表するとともに、報道機関などに対して上場承認を発表します。上場承認から新規上場日までの間に、東証上場部の担当者から、適時開示の実務担当者や代理人等の方に、適時開示の実務などについて説明が行われます。

(5) 情報開示

新規上場後は、東証の上場規則や要請等に基づき、適時適切に情報開示を行うことが求められます。投資者の視点に立った、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うようにしてください。

2－3. 上場審査の内容

上場審査は、主に、以下の上場申請書類に記載された内容を確認いたします（申請書類の詳細は、後掲「2－4 上場申請書類」をご覧ください。）。

なお、より適切な記載が望まれる事項がある場合には、修正をお願いする場合があります。

a	有価証券新規上場申請書
b	新規上場申請に係る宣誓書
c	指標に関する書類一式
d	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類 ・新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるための仕組み及び対応 ・新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み ・ファンドの運営体制 ・カウンター・パーティー等の信用状況等に関する管理体制等
e	新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF及び外国商品現物型ETFの投資信託約款、信託約款、これらに類する書類、新規上場申請銘柄（JDR）の信託契約
f	新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文
g	新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF又は外国商品現物型ETFが設定又は発行された国の法令に基づき、外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行について承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し
h	有価証券届出書（ドラフト）又は有価証券報告書（ドラフト）

(1) 上場審査基準一覧

E T F J D Rの上場審査基準は、以下のとおりです。

【新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国E T Fとなる場合】

項目	審査内容【外国E T F】	根拠規定	備考
指標の適格性	<p>新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る指標が、次の(a)及び(b)に掲げる区分に従い、当該(a)又は(b)に適合すること。</p> <p>(a) レバレッジ型・インバース型指標以外の指標 次のイからトまでに適合すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 ロ 有価証券（金商法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。 ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあっては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。 ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。 ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあっては、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。 ト 法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。 <p>(b) レバレッジ型・インバース型指標 次のイからニまでに適合すること。</p>	<p>有第1104条第3項 第1号 (有第1104条第1項第2号dを準用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各基準は投信法施行規則第19条において求められています。 ・指標の適格性に関する具体的な内容や提出書類は「(4) 指標の適格性に関する上場審査」の欄をご参照ください。 <p>※新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国E T Fの場合、(f)及び(g)にある「新規上場申請銘柄（であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F）の投資信託財産の一口あたりの純資産額」は、「当該外国E T Fに係る一口あたりの純資産額（当該外国E T Fが投資法人債券に類する外国投資証券である場合にあっては、投資信託財産等の金額を当該外国E T Fの数量で除した金額をいう。）」に読み替えます。</p> <p>・レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標（以</p>

項目	審査内容【外国ＥＴＦ】	根拠規定	備考
	<p>イ 前（a）イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。</p> <p>ロ 原指標が、前（a）イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。</p> <p>ハ 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この（b）において同じ。）である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。</p> <p>ニ 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。</p>		<p>下「原指標」という。）の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標」のことをいいます。</p> <p>・なお、「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします。</p>
純資産額と指標との相関性	<p>新規上場申請銘柄であるＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦが、次の（a）から（c）までのいずれかに適合すること。</p> <p>（a）特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下このdの2における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>（b）特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。</p> <p>（c）新規上場申請銘柄であるＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦの一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。</p>	<p>有第1104条第3項 第1号 (有第1104条第1項第2号dの2を準用)</p>	<p>・具体的な内容は「<u>（2）純資産額と指標との相関性に関する上場審査</u>」の欄をご参照ください。</p> <p>・確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」を用います。</p> <p>・（c）は、例えば組入資産、運用方針及び当該運用方針に基づくシミュレーション結果に基づき、新規上場申請銘柄の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があると認められる場合をいいます。</p>
信用状況に	新規上場申請銘柄であるＥＴＦＪＤＲの信託財産（受	有第1104条第3項	・確認には申請書類の「 <u>新規</u>

項目	審査内容【外国E T F】	根拠規定	備考
に関する管理体制等	託有価証券)となる外国E T Fが指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合にあっては、上場後継続的に運用が行われる見込みがあり、かつ、カウンターパーティーの信用状況に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されていること。	第1号 (有第1104条第1項第2号dの4を準用)	<p>上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類を用います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容や提出書類は「(3) 信用リスクがあるE T Fに関する上場審査」の欄をご参照ください。
虚偽記載及び監査意見等	<p>次の(a)及び(b)に適合していること。</p> <p>(a)新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)となる外国E T Fに係る最近2年間に終了する各特定期間(信託契約期間の開始日以後の期間に限る。)の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>(b)新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)となる外国E T Fに係る最近2年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p>	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第1項第2号eを準用)	<ul style="list-style-type: none"> 「最近」の計算は、有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間の末日を起算日としてさかのばります。 <p>※新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)が外国投資証券に該当する外国E T Fの場合、「特定期間」を「営業期間」と読み替え、「信託契約期間の開始日」を「外国投資法人の設立日」と読み替えます。</p>
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものないこと。	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第1項第2号gを準用)	
信託受託者に関する情報の把握等	<p>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次のaからcまでに掲げる事項について、書面により確約すること。</p> <p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p>	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第1項第3号を準用)	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)が外国投資証券に該当する外国E T Fの場合は適用除外となります。
信託約款等の記載内容	<p>新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)となる外国E T Fの信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に次のaからcまでに掲げる内容(aに掲げる内容にあっては、これに類する内容を含む。)が記載されていること。</p> <p>a 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨。</p> <p>b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産</p>	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第2項第2号、有第1104条第2項第2号の2を準用)	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)が外国投資証券に該当する外国E T Fの場合、bの規定は適用除外となります。

項目	審査内容【外国E T F】	根拠規定	備考
	<p>(受託有価証券)となる外国E T Fの設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第2条の3第2項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間。</p> <p>c 計算期間又は営業期間として定める期間が1か月以上であること。</p> <p>新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類に特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨又はファンドを終了する旨の記載（特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨又はファンドを終了する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）がないこと。</p>		
重複上場	新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fが外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあること。	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第2項第4号を準用)	
法制度の整備等	新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの発行について投資信託法に類する法律が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る第1101条第1項各号に定める者を監督する行政庁が存在すること。	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第2項第5号を準用)	
円滑な流通の確保	<p>次のa及びbに適合すること。</p> <p>a 当取引所の市場におけるE T F J D Rの流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第68条に規定する当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められること。</p>	有第1104条第3項第1号 (有第1104条第2項第6号を準用)	<ul style="list-style-type: none"> ・aについては「第8章8－1. サポート・メンバー制度について」の欄をご参照ください。 ・確認には申請書類の<u>「新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類」</u>及び<u>「指定参加者の外国E T F等サポート・メンバー制度の申込みを証する書面の写し」</u>を用います。 ・当初設定時には、受益権口数等について信託契約における信託の終了事由に該当しないことが求められます。 ・<u>当初設定日から一部解約の請求を開始できるまでの期間(クローズド期間)</u>は、円滑な一部解約の請求の観点から問題が生じるほど長い期間ではない必要があります。
指定振替機	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管	有第1104条第3項	

項目	審査内容【外国E T F】	根拠規定	備考
関の取扱い	振替機関：J A S D E C) の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	第2号	
信託契約等の締結	新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであること。	有第1104条第3項 第3号	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該預託契約等が当該E T F J D Rに係る預託機関等（受託者）及び当該E T F J D Rの所有者（当初の所有者は委託者）の間（受託者・委託者・所有者間契約）で締結されるものであり、かつ、E T F J D Rに係る管理会社が当該預託機関等との間ににおいて東証が適当と認める契約（管理会社・受託者間契約）を締結していることをいいます。

【新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型E T Fとなる場合】

項目	審査内容【外国商品現物型E T F】	根拠規定	備考
指標の適格性	<p>新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型E T Fに係る指標が、次のイからトまでに適合すること。</p> <p>イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。</p> <p>ロ 有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。</p> <p>ハ 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあっては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。</p> <p>ニ 指標及びその算出方法が公表されているものであること。</p> <p>ホ 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が公表されているものであること。</p> <p>ヘ 有価証券又は商品の価格に係る指標にあっては、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型E T Fの当該投資信託の信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に</p>	有第1104条第6項 (有第1104条第1項第2号dを準用)	<ul style="list-style-type: none"> 各基準は投信法施行規則第19条において求められています。 指標の適格性に関する具体的な内容や提出書類は「<u>(4) 指標の適格性に関する上場審査</u>」の欄をご参照ください。 <p>※新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型E T Fとなる場合、当該E T Fは、特定の商品の価格に連動するE T Fであるため、レバレッジ型・インバース型指標に連動することはできません。</p>

項目	審査内容【外国商品現物型 E T F】	根拠規定	備考
	<p>行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること(その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。)。</p> <p>ト 法第 2 条第 25 項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品先物取引法第 2 条第 2 項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第 2 条第 20 項に規定するデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること（当該デリバティブ取引に係る権利又は当該商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>		
虚偽記載及び監査意見等	<p>次の（a）及び（b）に適合していること。</p> <p>(a) 新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F に係る最近 2 年間に終了する各特定期間の財務諸表等又は各特定期間における中間財務諸表等が記載される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>(b) 新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F に係る最近 2 年間に終了する各特定期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近 1 年間に終了する特定期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。</p>	<p>有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 1 項第 2 号 e を準用)</p>	<p>・「最近」の計算は、有価証券報告書等にファンドの経理状況として財務諸表等が記載される最近の特定期間の末日を起算日としてさかのぼります。</p>
その他	その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。	<p>有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 1 項第 2 号 g を準用)</p>	
信託受託者に関する情報の把握	<p>新規上場申請銘柄に係る管理会社が、次の a から c までに掲げる事項について、書面により確約すること。</p> <p>a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第 1107 条の規定に従い開示を行うこと。</p> <p>c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第 1107 条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。</p>	<p>有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 1 項第 3 号を準用)</p>	
重複上場	新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引され	<p>有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第</p>	

項目	審査内容【外国商品現物型 E T F】	根拠規定	備考
	ていること又はその見込みがあること。	2 項第 4 号を準用)	
円滑な流通の確保	<p>次の a 及び b に適合すること。</p> <p>a 当取引所の市場における E T F J D R の流通の確保のために、新規上場申請銘柄の上場の時までに業務規程第 68 条に規定する当取引所が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄の円滑な流通及び公正な価格形成を阻害する要因が認められないこと。</p>	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 2 項第 6 号を準用)	<ul style="list-style-type: none"> ・ a については「<u>第 8 章 8-1. サポート・メンバー制度について</u>」の欄をご参照ください。 ・ 確認には申請書類の「<u>新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類</u>」及び「<u>指定参加者の外国 E T F 等サポート・メンバー制度への申込みを証する書面の写し</u>」を用います。 ・ 初設定期には、受益権口数等について信託契約における信託の終了事由に該当しないことが求められます。 ・ 初設定期から一部解約の請求を開始できるまでの期間(クローズド期間)は、円滑な一部解約の請求の観点から問題が生じるほど長い期間ではない必要があります。
指定振替機関の取扱い	新規上場申請銘柄が指定振替機関（株式会社証券保管振替機構： J A S D E C）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 3 項第 2 号を準用)	
信託契約等の締結	新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであること。	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 3 項第 3 号を準用)	・ 新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約が施行規則で定めるところにより締結されるものであることとは、当該預託契約等が当該 E T F J D R に係る預託機関等（受託者）及び当該 E T F J D R の所有者（当初の所有者は委託者）の間（受託者・委託者・所有者間契約）で締結されるものであり、かつ、 E T F J D R に係る管理会社が当該預託機関等との間において東証が適当と認める契約（管理会社・受託者間契約）を締結していることをいいます。
特定の商品の信託財産への組入れ	管理会社が、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の信託財産について、その総資産のうち 95% 以上について、特定の商品を組み入れる旨の確約をしていること。	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 4 項第 4 号を準用)	

項目	審査内容【外国商品現物型 E T F】	根拠規定	備考
信託約款の記載内容	<p>新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の信託約款に次の a から d までの内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特定の商品の価格に連動する仕組み b 信託契約の期間の定めを設けない旨。ただし、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の設定がされた国の法令に定めるところにより信託契約期間（租税特別措置法施行規則第 2 条の 3 第 2 項で定める期間に限る。）が定められている場合にあっては、当該信託契約期間 c 計算期間（施行規則で定める計算期間を除く。）として定める期間が 1 か月以上 1 年以内であること。 d その他施行規則で定める事項（原則として以下の事項。ただし、本国等の法制度等を勘案します。） <ul style="list-style-type: none"> (1) 管理会社及び信託受託者の商号又は名称 (2) 受益者に関する事項 (3) 管理会社及び信託受託者としての業務に関する事項 (4) 信託の元本の額に関する事項 (5) 受益証券に関する事項 (6) 信託の元本及び収益の管理に関する事項（信託財産となる資産の種類を含む。） (7) 信託財産の評価の方法、基準及び基準日に関する事項 (8) 信託の元本の償還及び収益の分配に関する事項（受益者が信託の元本の償還及び収益の分配に関して、受益権の口数に応じて均等の権利を有する旨を含む。） (9) 信託契約期間中の解約に関する事項 (10) 信託受託者及び管理会社の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項 (11) 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合においては、その借入金の限度額に関する事項 (12) 信託約款の変更に関する事項 (13) 管理会社における公告の方法 <p>新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の信託約款に特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨の記載（特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）がないこと。</p>	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 5 項第 2 号、有第 1104 条第 5 項第 2 号の 2、有施第 1106 条第 6 項、同条第 7 項を準用)	・「商品」とは、商品先物取引法第 2 条第 1 項に規定するものをいいます。例えば、鉱物、農産物、林産物、畜産物、水産物などが該当します。
商品その他の財産の管理又は処分の指図	<p>次の a 又は b に適合していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 管理会社が、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠 	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 5 項第 3 号を準用)	

項目	審査内容【外国商品現物型 E T F】	根拠規定	備考
	<p>け、若しくは取引の公正を害し、又は当該新規上場申請銘柄に係る商品の取引の信用を失墜させるとのないよう適切に行う旨を確約していること。</p> <p>b 新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の発行に関する法令又は当該外国商品現物型 E T F の信託約款において、当該外国商品現物型 E T F に係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該外国商品現物型 E T F に係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行われるための措置が講じられること。</p>		
法制度の整備等	新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型 E T F の発行に関する法律が整備されていること並びに当該新規上場申請銘柄に係る管理会社及び信託受託者を監督する行政庁が存在すること。	有第 1104 条第 6 項 (有第 1104 条第 5 項第 4 号を準用)	

(2) 純資産額と指標との相関性に関する上場審査（有第 1104 条第 1 項第 2 号 d の 2 を準用）

東証では、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれることを確保するため、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み等についての上場審査基準を設けています。

当該上場審査基準については、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」の中で、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応を回答していただき、以下の(1)から(3)までのいずれかの要件に適合することを確認しています。

(1)	特定の指標が有価証券その他の資産の価格に係る指標である場合において、当該指標の構成銘柄のうち時価総額構成比率 95%以上を占める各銘柄若しくは各種類（当該指標が単純平均型のものである場合は、原則として、当該指標の全構成銘柄）の有価証券その他の資産（信用性その他の事項を勘案し、公益又は投資者保護の観点から、当取引所が投資信託財産等として適当でないと認めるものを除く。以下この d の 2 における「有価証券」において同じ。）又は当該各銘柄の価格に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(2)	特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券が投資信託財産等に組み入れられることが見込まれること。
(3)	新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関があり、当該指標の変動が当該一口あたりの純資産額に適正に反映されると見込まれること。

※(3)については、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国 E T F が、デリバティブ取引に係る権利や商品投資等取引に係る権利を用いて、以下のような仕組みにより運用することなどが考えられます。

- ・投資信託財産等の金銭の一部を証拠金とするデリバティブ取引で運用し、当該デリバティブの価格を純

資産額に反映することで一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。

- ・主として債券等に投資を行って、リンク債の発行者やOTCデリバティブの相手方（いわゆる「カウンター・パートナー」）に対して当該投資から発生する金利収入を支払い、カウンター・パートナーから特定の指標のリターンを受け取る方法を利用することで、一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させる仕組み。

※東証では、このような新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFについては、上場審査のための提出書類「新規上場申請銘柄に係る確認事項について」において、主に以下の観点について詳細を説明していただき、一口あたりの純資産額と特定の指標との間に高い相関性を確保する仕組みがあるかどうかの審査を行います。

- ・投資運用対象となる投資信託財産等の内容（デリバティブに係る権利や商品投資等取引に係る権利の内容）
- ・運用方針・方法
- ・乖離を防止するための対応等
- ・運用に関する実績やシミュレーションの結果がある場合にはその内容

（3）信用リスクがあるETFに関する上場審査（有第1104条第1項第2号dの4を準用）

東証では、新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFが、特定の指標に連動する投資成果を目指す手法として、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れるETF（指標連動有価証券等組入型ETF）の場合、上場後継続的に運用が行われる見込みがあるかどうか、及びカウンター・パートナーの信用状況等に関する管理体制等が管理会社において適切に整備されているかどうか、について上場審査を行います。

※組入有価証券：特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（いわゆる「リンク債」等）

※組入債権：特定の指標に連動する投資成果を目的として締結された特定の者との契約に係る権利（いわゆる「OTCデリバティブ」等）

※カウンター・パートナー：組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方（当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合にあっては、保証者）

新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFについて、上場後継続的にカウンター・パートナーによる運用が行われる見込みがあるかどうか（新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFの投資信託財産等の運用の継続に支障を来たすおそれがある具体的な状況があるかどうか）に関する上場審査は、以下の①aからdまでの観点から行います。また、カウンター・パートナーの信用状況等に関する管理体制等に関する上場審査は、以下の②aからeまでの観点から行います。ただし、カウンター・パートナーが、外国法人である場合にあっては、外国法人の本国等における法制度を勘案します。例えば、外国法人であるカウンター・パートナーが、本国法制度によって四半期開示を行っているときには、当該四半期財務諸表等について確認を行います。

①継続的な運用に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインVII 10. (1)	留意点
a カウンター・パートナーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されていないこと。	<ul style="list-style-type: none">・カウンター・パートナーが作成する財務諸表等や中間財務諸表等のうち直近のものにおいて、継続企業の前提に関する事項（いわゆるGC注記）が記載されていないことが必要となります。 <p>※カウンター・パートナーとは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方のことをいいますが、当該組入有価証券又は当該</p>

上場審査等に関するガイドラインVII 10. (1)	留意点
b カウンター・パートナーが作成する直近の財務諸表等又は中間財務諸表等に添付される監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「無限定の結論」が記載されていること又は監査報告書、中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の「限定付適正意見」、「限定付意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」が記載されていること。	<p>組入債権に係る保証者がある場合においては保証者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> カウンター・パートナーが作成する直近の財務諸表等や中間財務諸表等に係る監査報告書、中間監査報告書、期中レビュー報告書のうち直近のものにおいて、公認会計士等の無限定適正意見等が記載されていること又は比較情報についての事項のみを理由として、公認会計士等の限定付適正意見等が記載されていることが必要となります。 <p>※ここでの無限定適正意見等とは、監査報告書における「無限定適正意見」、中間監査報告書における「中間財務諸表が有用な情報を表示している旨の意見」、期中レビュー報告書における「無限定の結論」を指します。</p> <p>※ここでの限定付適正意見等とは、監査報告書における「限定付適正意見」、「限定付意見」、中間監査報告書及び期中レビュー報告書における「除外事項を付した無限定の結論」を指します。</p>
c カウンター・パートナーが直近の事業年度又は中間会計期間の末日において債務超過の状態でないこと。	<ul style="list-style-type: none"> カウンター・パートナーが事業年度又は中間会計期間の末日のうち直近の日において、債務超過でないことが必要となります。 当該基準については、カウンター・パートナーの最近の事業年度の財務諸表等を用いて確認します。
d その他継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 前記aからcまでの基準のほか、カウンター・パートナーが継続的な運用に支障を来たすおそれがある具体的な要因が認められないことが必要となります。 支障を来たすおそれがある具体的な要因とは、カウンター・パートナーに関する信用リスクが高まった結果、当該カウンター・パートナーの破綻が懸念される状況である場合や、信用格付の引下げが検討されている状況である場合などが考えられます。 当該項目については、管理会社による説明資料、カウンター・パートナーによる公表資料、報道資料等を用いて確認します。

②信用状況等に関する管理体制やその他の適切な体制に関する上場審査

上場審査等に関するガイドラインVII 10. (2)	留意点
a カウンター・パートナー等の適切な選定基準が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る管理会社は、当該外国E T Fの運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するために、カウンター・パートナー等の適切な選定基準を整備した上で、当該選定基準に基づいて適切な運用を行う必要があります。 新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの運用の継続性を確保し、運用資産の毀損の可能性を軽減するという目的に照らして、カウンター・パートナー等を選定する際ににおける、財務状況の健全性、適切な信用格付の内容、政府保証の有無等の当該カウンター・パートナーが充足する条件が整備されていることが求められます。 <p>※カウンター・パートナー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方並びに当該組入有価証券及び当該組入債権に係る保証者（保証者がある場合に限る。）をいいます。</p>
b 特定の指標に連動する投資成果を目的として発行された有価証券の権利の内容又は	<ul style="list-style-type: none"> 組入有価証券や組入債権の内容が、その選定基準に照らして適切なものであるかどうか（選定基準に基づいて適切な

上場審査等に関するガイドラインVII 10. (2)	留意点
契約に係る権利の内容がその選定基準に照らして適切なものであること。	運用がなされているかどうか）を、管理会社の実務に照らして確認します。
c カウンター・パートナー等の財務状況等に係る管理体制が適切に整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 管理会社は、カウンター・パートナー等の財務状況や信用格付が変化した場合に、当該状況を反映した投資運用を機動的に行う必要があると考えられます。 機動的な運用を行うために、カウンター・パートナー等の財務状況や信用格付の状況を適時適切にモニタリングするための体制が整備されているかどうかを確認します。
d カウンター・パートナー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応が適切に整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> 上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFに係るカウンター・パートナー等が破綻することによって、当該外国ETFの運用資産に毀損が生じることが考えられます。したがって、管理会社は、カウンター・パートナーの破綻のおそれ等が発生した場合は、例えば、運用対象となるリンク債の速やかな入替えを行ったり、発生した状況に応じて契約内容を見直したり、必要と認められる場合に適切なタイミングで運用資産について担保設定を行うことなど、適切に対応する必要があると考えられます。
e 管理会社又はその関係者がカウンター・パートナー等に関する情報を配信する場合にあっては、当該情報の内容及び配信方法が適切なものであること。	<ul style="list-style-type: none"> カウンター・パートナー等の信用状況に関する情報は、広く一般に配信されている必要があります。そこで、カウンター・パートナー等自身等により配信が行われていない場合には、これらの情報を管理会社又はその関係者が配信する必要があります。 このような場合においては、当該情報の内容や配信方法が適切なものであるかどうかについて確認します。具体的には、カウンター・パートナー等の財務状況や信用格付の内容をホームページなどで、継続的に分かりやすく最新の情報を配信しているかどうかなどを確認します。

(4) 指標の適格性に関する上場審査（有第1104条第1項第2号dを準用）

東証では、新規上場申請銘柄の連動対象指標の審査を行います連動対象指標は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」と「レバレッジ型・インバース型指標」に区分されており、各指標に係る上場審査基準は下表に掲げるとおりです。指標の適格性は、申請銘柄ごとに求められます。判断は、末尾に記載した提出書類に基づいて行います。なお、連動対象指標については、連動対象指標の算出主体との間で指標の使用に関する許諾契約（ライセンス契約）の締結を確認できる資料が必要になります（※）。

（※）原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。

※レバレッジ型・インバース型指標とは、「他の指標（以下「原指標」という。）の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を增幅又は反転させた指標」のことをいいます（「反転」には、増幅して反転させることを含むものとします。）。

※騰落の増幅限度については、上場申請者からの提出書類より、新指標の過去の実績又は過去の原指標の値等から試算して、新指標が当取引所の定める呼値の制限値幅を頻繁に超過すると見込まれるようなものでないことを、上場審査の過程で個別に判断します。

東証は、新規上場申請に係るETFJDRの上場を承認した場合には、当該ETFJDRに係る指標を、有第1104条第1項第2号dに定める要件を満たす指標として指定します（当該規定を引用するものは同じ）。新規上場申請銘柄の連動対象指標が、東証が既に指定した指標である場合には、原則として

同要件を満たすものと考えられます。

ただし、下表（ヘ）は、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場のＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦ又は外国商品現物型ＥＴＦが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプではない場合（いわゆる指標連動有価証券等組入型ＥＴＦ（（3）「信用リスクがあるＥＴＦに関する上場審査」参照。）である場合）で、新規上場申請を行うＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦ又は外国商品現物型ＥＴＦが構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用するタイプである場合には、（ヘ）の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご留意ください。

また、下表（ト）は、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用する場合に限って適用されますので、既上場のＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦ又は外国商品現物型ＥＴＦがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプではない場合（いわゆる指標連動有価証券等組入型ＥＴＦである場合）で、新規上場申請を行うＥＴＦＪＤＲの信託財産（受託有価証券）となる外国ＥＴＦ又は外国商品現物型ＥＴＦがデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するタイプである場合には、（ト）の要件に関する審査を別途実施する必要があることに、ご留意ください。

【レバレッジ型・インバース型指標以外の指標】（有第1104条第1項第2号d（a））

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
（イ） 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。	<ul style="list-style-type: none">・指標の算出主体等の恣意的な裁量により指標の値が変動する余地が乏しく、投資者にとって指標の算出方法の透明性が高いと認められることから検討することにより行います。・投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くと認められるものでないことから検討することにより行います。	<ul style="list-style-type: none">・「指標の算出方法」とは、時価総額加重平均型・単純平均型等の算出方法や、浮動株比率の算出方法、構成銘柄の変更や配当、新株式の発行等の場合の計算上の取扱い等を指します。構成銘柄の変更基準は、「指標の算出方法」には含まれず、（ハ）の基準に基づき審査を行います。・指標の算出方法が客観的であるとは、例えば算出にあたっては計算式を使用することにより指標が機械的に算出され、算出するのが誰であっても結果が同一になるなどをいいます。・投資者保護の観点から、指標の算出方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。・複数の種類の資産を組み合わせて資産配分を行うことなどにより、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標にあっては、組合せ対象資産が、有価証券（株券、債券、ＲＥＩＴ等）、デリバティブ取引、商品、商品デリバティブ取引、現金及び現金同等物などの伝統的な資産であって、公正な価格形成メカニズムを有する（※）資産であることを以って、指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないことを取り扱います。 ※公正な価格形成メカニズムの有無については、当該伝統的資産（資産が商品である場合にあっては、当該商品に係るデリバティブ取引を含む。）が組織された市場において取引されていることなどを考慮して判断します。
（ロ） 有価証券（法163条第1項に規定する特定有価証券等に限る。）	・構成銘柄数及び上位構成銘柄の指標に占めるウェイトに基づき、個々の	<ul style="list-style-type: none">・この要件は、特定有価証券等（※）の価格に係る指標にのみ適用されます。特定有価証券等には、株券、社債券、優先出資証券、新株予約権証券のほか、こ

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
の価格に係る指標にあっては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。	構成銘柄の価格の変動が指標の値に与える影響が大きないと見込まれることその他の関連から検討することにより行います。	これらの証券を信託財産とするJDRや、これらの証券に係るオプション等を表示する、いわゆるカバードワラントや他社株転換条項付社債券などが含まれます。 ※当該要件における特定有価証券等とは法第163条に定義されるものをいい、法第5条に規定される「特定有価証券等」とは内容が異なります。
(ハ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄（当該有価証券その他の資産の銘柄又は種類をいう。以下同じ。）の変更があり得るものにあっては、変更の基準及び方法が公正を欠くものでないこと。	・投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くと認められるものでないことその他の観点から検討することにより行います。	・この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標で、構成銘柄の変更があり得るものにのみ適用されます。 ・投資者保護の観点から、指標の構成銘柄の変更の基準及び方法が公正を欠くといえるか否かは個別に判断します。例えば、算出主体において、構成銘柄の変更を決定するための委員会を組織するなど、変更のための合理的な手続があらかじめ定まっており、変更基準が定められているものであれば、基本的に公正を欠くとは判断されません。 ・変更の頻度が短期間であったとしても、基本的に公正を欠くものとは判断されません。
(二) 指標及びその算出方法が公表されているものであること。	・指標及びその算出方法の概要が、入手が容易な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。 ・指標が、算出後速やかに公表されることを検討することにより行います。	・算出主体のホームページなどにおいて指標及びその算出方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。 ・指標はリアルタイムで公表されることが望まれますが、個別の指標の内容を踏まえて判断します。指標の配信状況については、原則として、審査期間中に指標が配信されていることを確認します。 ・また、指標及びその算出方法を入手する方法が有価証券届出書や有価証券報告書などにおいて日本語により説明されていれば、指標及びその算出方法は英語による公表であっても要件に足りることとします。 ・なお、指標及びその算出方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。 ・国内株式を構成銘柄としている指標については、基本的にリアルタイムでの公表が求められますが、推定純資産額がリアルタイムで公表されていること又は上場日までに推定純資産額がリアルタイムで公表される見込みがあることや、参考となる別の指標が公表されていることなどの条件を考慮し、必ずしも指標のリアルタイム公表が求められるものではありません。
(ホ) 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手容易な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。	・指標の構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）が、入手容易な方法で継続的に公表されていることを検討することにより行います。	・この要件は、有価証券その他の資産の価格に係る指標にのみ適用されます。 ・算出主体のホームページなどにおいて指標の構成銘柄、その構成銘柄の変更基準及び変更方法の概要が継続的に公表されており、かつ当該情報を容易に入手できることが求められます。また、指標の構成銘柄の変更の内容は、変更前又は変更後速やかに公表することが求められます。

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
		<ul style="list-style-type: none"> ・指標の構成銘柄の変更基準及び変更方法は、必ずしも日本語での公表を求めていのではなく、英語による公表であっても要件に足りることとします。ただし、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法を入手する方法については、日本語による説明が行われていることが求められます。 ・なお、指標の構成銘柄とその変更基準及び変更方法の公表は、有料であっても要件に足りることとします。
<p>(ヘ)</p> <p>有価証券又は商品の価格に係る指標にあっては、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券又は商品の売買が円滑に行われると見込まれる銘柄又は種類で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資として運用する場合に限る。）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある有価証券又は商品について、取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を有価証券又は商品の価格に係る指標の変動率に一致させるよう運用するE T Fであって、その構成銘柄の全部又は一部を有価証券又は商品に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがって、指標連動有価証券等組入型E T F（第2章2-3. (3)「信用リスクがあるE T Fに関する上場審査」参照。）のように、構成銘柄の有価証券又は商品に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すE T Fには適用されません。 ・取引の実態に照らして売買を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。ただし、必ずしも指標の構成銘柄の全てについて円滑な売買が可能であることを求めるものではなく、一口あたりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある銘柄に関して、同要件が適用されます。
<p>(ト)</p> <p>法第2条第25項に規定する金融指標（商品の価格を含む。）又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数にあっては、新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をこれらの指標の変動率に一致させるために必要な法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一口あたりの純資産額の変動率を指標の変動率に一致させるという目的に照らして円滑な売買が行われる必要がある法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利について、取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれることその他の観点から検討することにより行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この要件は、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を金融指標又は商品指数の変動率に一致させるよう運用するE T Fであって、全部又は一部をデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用するものに限って適用されます。したがって、指標連動有価証券等組入型E T F（第2章2-3. (3)「信用リスクがあるE T Fに関する上場審査」参照。）のように、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資以外の方法で指標への連動を目指すE T Fには適用されません。 ・取引の実態に照らして取引を円滑に行うことができると見込まれるか否かは個別に判断します。特に、レバレッジ型・インバース型商品について、指数騰落に係るリバランス取引が円滑に行われないリスクがある場合には、当該リスクが顕在化しないようにするための運用手法等に関する客観性の高い根拠資料の提出や、説明を求めます。

【レバレッジ型・インバース型指標】（有第1104条第1項第2号d (b)）

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
(イ) 前（a）イ、ニ及びトに掲げる事項に適合すること。	※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。	<ul style="list-style-type: none"> 前（a）イ、ニ及びトに掲げる事項とは以下を指します。留意点についても「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における留意点と同じです。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 二 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ト 新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率をレバレッジ型・インバース型指標の変動率に一致させるために必要なデリバティブ取引又は商品投資等取引が円滑に行われると見込まれるものであること。
(ロ) 原指標が、前（a）イからホまでに掲げる事項に適合し、かつ、レバレッジ型・インバース型指標でないこと。	※上場審査の観点は、「レバレッジ型・インバース型指標以外の指標」における上場審査の観点と同じです。	<ul style="list-style-type: none"> レバレッジ型・インバース型指標の原指標は、以下の適格指標要件に適合し、かつ何らかの指標を原指標としたレバレッジ型・インバース型指標でないことが求められます。 前（a）イからホまでに掲げる事項とは以下を指します。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。 ロ 多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。 ハ 構成銘柄の変更基準及び方法が公正を欠くものでないこと。 二 指標及びその算出方法が公表されているものであること。 ホ 指標の構成銘柄が公表されているものであること。
(ハ) 原指標が、有価証券の価格又は有価証券に係るデリバティブ取引の価格に基づいて算出した金融指標（法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下この（b）において同じ。）である場合にあっては、当該金融指標又は当該金融指標に係るデリバティブ取引について法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引が行われていること又はその見込みがあること。		<ul style="list-style-type: none"> この要件は、有価証券（株券、債券、R E I T等）又はデリバティブ取引（商品デリバティブ取引を除く。）の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。 原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めています。 「公正な価格形成メカニズム」は、原指標に係るデリバティブ取引（原指標がデリバティブ取引の価格で構成される場合は当該デリバティブ取引）が上場市場において取引されていることにより確認します。 <p>※「原指標に係るデリバティブ取引」が上場市場において取引されていることは、レバレッジ型・インバース型指標に連動するよう運用する上で、必要となると考えられる原指標のデリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「（原指標がデリバティブ取引の価格である場合は当該デリバティブ取引）が上場市場において取引されていること」とは、原指標 자체がデリバティブ取引の価格による場合において、当該デリバティブ取引が上場市場において取引されていることを意味します。</p>

上場審査基準	上場審査等に関する ガイドライン (上場審査の観点)	留意点
(二) 原指標が、商品の価格若しくは商品に係るデリバティブ取引の価格に基づき算出した金融指標又は商品先物取引法第2条第2項に規定する商品指数である場合にあっては、その構成する資産又は当該資産に係る同条第15項に規定する商品デリバティブ取引が同条第9項に規定する商品市場（同条第12項に規定する外国商品市場を含む。）その他組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場において取引されていること又はその見込みがあること。	<ul style="list-style-type: none"> この要件は、商品又は商品デリバティブ取引の価格を原指標とするレバレッジ型・インバース型指標のみ適用されます。 原指標において、「公正な価格形成メカニズム」が存在することを求めていきます。 「公正な価格形成メカニズム」は、原指標を構成する資産（当該資産に係るデリバティブ取引を含む。）が、組織的かつ継続的に開設され、その相場が公表されている市場（以下「組織された市場」）において取引されていることが求められます。 <p>※「原指標を構成する資産」が組織された市場において取引されていることとは、資産（当該資産に係るデリバティブ取引を含む）が単一である場合は、当該資産が組織された市場において取引されているとの意味であり、複数の資産から一つの原指標を算出している場合（例：貴金属バスケット指数）は、原指標を構成するバスケット又は各資産が組織された市場において取引されていることを意味します。</p> <p>※「組織された市場」とは、公正な取引ルールが整備されている、一定程度の参加者と取引量があり、当該市場で形成された価格が一般的に認知されている、形成された価格がインターネットや新聞、情報端末等により広く世間に配信されている等のいずれかの要件を満たす市場を想定しています。</p> <p>※「公正な価格決定メカニズム」を担保するために必要な取引は、実際に当該取引によって運用されるかどうかは問わないため、より幅広い範囲の取引が対象となります。そのため、ここでは「商品デリバティブ取引」という、有第1104条第1項第2号d(a)トの「商品投資等取引」（新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託財産の一口あたりの純資産額の変動率と指標の変動率を一致させるための運用に必要な取引）と比較してより幅広い取引の概念を記載しています。</p>	

指標の適格性についての審査にあたっては、以下の情報をご提出いただくことになります。

（※指標の算出主体が当取引所である場合、提出は不要です。）

1	指標の構成銘柄の一覧表 ：構成銘柄名、各銘柄のウェイト、取引高等
2	指標の算出要領 ：指標の算出方法、構成銘柄の変更基準及び方法を記載した要領
3	指標の構成銘柄の変更状況 ：3年程度 ※3年未満の指標は算出開始から直近までの期間

4	指標の算出主体の概要 ：既上場商品に係る指標の算出主体でない場合に限ります。
5	指標の使用に関する許諾契約（ライセンス契約）の締結を確認できる資料（※） (※) 原則として、ライセンス契約の写しを提出してください。当該書類を提出できないと認められる場合には、当該書類に代わり、東証市場に上場するにあたってライセンス供与されていることを証する書類を提出してください。
6	指標の過去の実績

2-4. 上場申請書類

上場申請日に提出する必要があるETFJDRの上場申請書類は、以下のとおりです。

(「1：ETFJDR上場契約書」は上場承認日の前営業日までに提出いただきます。「17：有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類」はそれぞれ有施第1104条に基づく日に提出いただきます。「24：上場申請有価証券確定通知書」は内容が確定次第すみやかに提出いただきます。その他の書類は上場申請日に提出いただきます。)。

※新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国ETFである場合、外国投資証券に該当する外国ETFである場合、外国商品現物型ETFである場合によって、必要な書類が異なります。※表の列タイトルにある「信託」は外国ETFを信託財産（受託有価証券）とするETFJDR、「法人」は外国投資証券に該当する外国ETFを信託財産（受託有価証券）とするETFJDR、「商品」は外国商品現物型ETFを信託財産（受託有価証券）とするETFJDRを指し、各ETFで求める書類はそれぞれ「●」又は「○」が付されています。（「○」については、外国商品現物型ETFを信託財産（受託有価証券）とするETFJDR専用フォーマットとなります。）「-」が付されている項目は書類の提出の必要はありません。※申請書類のうち、当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電磁的記録によりご提出ください。なお、申請受付時には、提出資料一覧をご作成のうえ、冒頭に申請会社代表者が記名押印し、書面でご提出ください。

※表の列タイトルにある「書面」は書面で提出いただく書類を指しています。

※表の列タイトルにある「部数」は、書面でご提出いただく際の部数となります。電子的記録でご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、電子データ1ファイルのご提出でかまいません。

※各フォーマットは下記の当取引所HPよりダウンロードしてください。

「新規上場申請者提出書類ダウンロード」

<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/format/index.html>

※下表に記載する上場申請書類のほか、前述の虚偽記載及び監査意見等に係る上場審査（有第1104条第2項第1号・有第1104条第5項第1号（有第1104条第1項第2号eを準用））のため、監査報告書の写し等の資料を別途にご提出いただくことがあります。

	信託	法人	商品	提出書類	書面	部数	提出の根拠	備考
1	●	●	●	ETF上場契約書（第4-3様式）	●	1部	有 第1102条第1項、有施第1101条	・新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国ETF又は外国商品現物型ETFである場合については管理会社及び信託受託者、外国投資証券に該当する外国ETFである場合については外国投資法人及び管理会社それぞれご提出いただきます（連名ではありません。）。
2	●	●	○	有価証券新規上場申請書（所定）	●	1部	有 第1103条第1項	
3	●	●	●	新規上場申請に係る宣誓書（第4-6様式）	●	1部	有 第1103条第1項、有施第	

	信 託	法 人	商 品	提出書類	書面	部数	提出の 根拠	備考
							1102 条 第 2 項	
4	●	●	●	指標に関する次の a から d までに掲げる書類 a 指標の構成銘柄の一覧表 b 指標の算出要領 c 新規上場申請日の 3 年前の日以後の指標の構成銘柄の変更状況を記載した書類 d 指標の算出主体の企業属性等の基本情報を記載した書類（ただし、当該算出主体が既に上場している E T F に係る指標の算出主体である場合には、添付を要しない。）。		1 部	有 第 1103 条 第 2 項、 有 施 第 1103 条 第 1 号	・新規上場申請銘柄に係る指標の算出主体が当取引所である場合は不要です。
5	●	●	○	新規上場申請銘柄に係る確認事項を記載した書類	●	1 部	有 第 1103 条 第 2 項、 同 第 4 項、有施 第 1103 条 第 2 号、同第 2 号の 2	・当該書類の記載内容は以下となります。なお、新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型 E T F となる場合は下記（2）、（3）のみとなります。 (1) 新規上場申請銘柄である E T F J D R の信託財産（受託有価証券）となる外国 E T F の一口あたりの純資産額と特定の指標の変動率を一致させるための仕組み及び対応（有施第 1103 条第 2 号） (2) 新規上場申請銘柄の上場後の円滑な流通が確保される見込み（有施第 1103 条第 2 号の 2） (3) ファンドの運営体制（有第 1103 条第 4 項） (4) カウンター・パーティの信用状況等に関する管理体制その他の適切な体制（有第 1103 条第 4 項）
6	●	-	●	有第 1104 条第 3 項第 1 号で準用する有第 1104 条第 1 項第 3 号の規定により管理会社が確約した書面	●	1 部	有 第 1103 条 第 2 項、 有 施 第 1103 条 第 3 号	・当該書類の記載内容については（注 1）をご覧ください。
7	-	-	○	有第 1104 条第 4 項第 1 号の 3 の規定により信託の委託者が確約した書面	●	1 部	有 第 1103 条 第 2 項、 有 施 第 1103 条 第 3 号の 2a	・管理会社が信託受託者である場合に限ります。 ・当該書類の記載内容については（注 2）をご覧ください。
8	-	-	○	有第 1104 条第 6 項で準用する有第	●	1 部	有 第	・当該書類の記載内容については

	信 託	法 人	商 品	提出書類	書面	部数	提出の 根拠	備考
				1104条第4項第4号(同条第5項第1号又は同条第6項による場合を含む。)の規定により管理会社が確約した書面			1103条 第2項、 有施第 1103条 第3号の 2b	(注3)をご覧ください。
9	-	-	○	有第1104条第6項で準用する有第1104条第5項第3号a(同条第6項による場合を含む。)の規定により管理会社が確約した書面	●	1部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第3号の 2c	・当該書類の記載内容については (注4)をご覧ください。 ・新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国商品現物型ETFの発行に関する法令又は新規上場申請銘柄の信託約款において管理に関して投資者保護等の措置が講じられている場合(有第1104条第5項第3号bに該当する場合)は、提出の必要はありません。
10	●	●	●	投資信託約款、信託約款若しくはこれに類する書類又は規約若しくはこれに類する書類		2部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第4号	・新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託約款、信託約款又はこれに類する書類と、新規上場申請銘柄に係る信託契約又はこれに類する書類(新規上場申請銘柄に関する預託契約等その他の契約を含む。)をご提出ください。
11	●	●	●	ETFJDRに係る受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行が適法であることについての法律専門家の法律意見書及び当該意見書に掲げられた関係法令の関係条文		1部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第5号a	
12	●	●	●	「有価証券新規上場申請書」に記載された代表者がETFJDRの上場に關し、正当な権限を有する者であることを証する書類(在職証明書)	●	1部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第5号b	・「CERTIFICATE OF INCUMBENCY」をご提出ください。
13	●	●	●	管理会社若しくは外国投資法人の代理人等を選定していること又は当該代理人等から受託する旨の内諾を得ていることを証する書面	●	1部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第5号c	・「POWER OF ATTORNEY」をご提出ください。
14	●	●	●	ETFJDRに係る受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFが設定又は発行された国の法令に基づき、ETFJDRに係る受託有価証券である外国ETF又は外国商品現物型ETFの設定又は発行に		1部	有第 1103条 第2項、 有施第 1103条 第5号d	

	信 託	法 人	商 品	提出書類	書面	部数	提出の 根拠	備考
				ついて承認、認可、許可、届出又はこれらに相当するものが行われている旨を証する書面の写し				
15	●	●	●	当該E T F J D Rに係る業務規程施行規則第32条の2第1項に規定する取引参加者の申込みを証する書面の写し	●	1部	有 第 1103 条 第2項、 有 施 第 1103 条 第5号 e	・業務規程施行規則第32条の2第1項に規定する取引参加者は外国E T F等サポート・メンバー制度を指します。外国E T F等サポート・メンバー制度の詳細については、第8章8-1.をご覧ください。
16	●	●	●	有第1103条第3項の規定により管理会社(外国投資証券に該当する外国E T Fを受託有価証券とするE T F J D Rの場合は外国投資法人)が提出する書類		(注5)	有 第 1103 条 第3項、 有 施 第 1104 条	・当該書類の内容、部数及び提出時期については(注5)をご覧ください。
17	●	●	●	有価証券報告書(ドラフト)		2部	有 第 1103 条 第4項	
18	●	●	●	有価証券届出書(ドラフト)		2部	有 第 1103 条 第4項	
19	●	●	●	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書	●	1部	有 第 1103 条 第4項	新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)が外国E T Fとなる場合については管理会社及び信託受託者、外国投資証券に該当する外国E T Fである場合については外国投資法人及び管理会社から <u>それぞれ</u> ご提出いただきます(連名ではありません。)。 ・当取引所に既にご提出いただいている場合には、提出の必要はありません。
20	●	●	●	商品概要書(ドラフト)		1部	有 第 1103 条 第4項	
21	●	●	●	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書		1部		・当該書類は上場申請日にご提出いただきます。 ・当該書類の記載内容については(注6)をご覧ください。
22	●	●	—	指標連動有価証券等組入型E T Fに係る管理体制等に関する報告書		1部	有 第 1103 条 第6項	・当該書類は上場承認後速やかにご提出いただきます。 ・当該書類の記載内容については(注7)をご覧ください。 ・当該書類は新規上場申請銘柄であるE T F J D Rの信託財産(受託有価証券)となる外国E T Fが、有価証券上場規程第1001条第13号に規定する指標連動有価証券等組入型E T Fに該当する場合のみ提出いただきます。

	信 託	法 人	商 品	提出書類	書面	部数	提出の 根拠	備考
23	●	●	●	上場申請有価証券確定通知書		1部	有 第 1103 条 第 1 項	ます。 ・当該書類は上場日までの間の確定後速やかにご提出いただきます。

※ETF※ETFJDRの上記書面の記載内容については、本国等の法制度、実務慣行等を勘案いたします。

(注1)

「6：有第1104条第1項第3号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国ETFに係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合については必要ありません。

- a 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報を適切に把握することができる状況にあること。
- b 新規上場申請銘柄に係る信託受託者に関する情報について第1107条の規定に従い開示を行うこと。
- c 新規上場申請銘柄に係る管理会社が第1107条の規定に従い信託受託者に関する情報の開示を行うことについて当該信託受託者が同意していること。

(注2)

「7：有第1104条第4項第1号の3により信託の委託者が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型ETFに係る信託の委託者が、「商品の拠出状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合に、直ちに照会事項について正確に報告すること」を確約した書面となります。管理会社が信託受託者である場合に限ります。

(注3)

「8：有第1104条第4項第4号の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型ETFに係る管理会社が、「新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型ETFの信託財産について、その総資産のうち95%以上について、特定の商品を組み入れる旨」を確約した書面となります。

(注4)

「9：有第1104条第4項第6号又は同条第5項第3号a（同条第6項による場合を含む。）の規定により管理会社が確約した書面」とは、新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型ETFに係る管理会社が、以下の事項について確約した書面となります。

新規上場申請銘柄であるETFJDRの信託財産（受託有価証券）となる外国商品現物型ETFに係る受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた商品その他の財産の管理又は処分の指図を行うことについて、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は当該外国商品現物型ETFに係る商品の取引の信用を失墜させることのないよう適切に行う旨

(注5)

「16：有第1103条第3項の規定により管理会社が提出する書類」の内容、部数及び提出時期は以下のとおりです。

- (1)新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合

次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部（bに掲げる書類の写しについては1部）

- a 有価証券届出書（添付書類を含む。訂正届出書についても同様。）
- b 有価証券届出効力発生通知書
- c 有価証券通知書（変更通知書を含む。）
- d 届出目論見書及び届出仮目論見書

- (2)新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に次のa又はbに掲げる書類を提出した場合

- a 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）及びその添付書類
- b 半期報告書（訂正報告書を含む。）

その写し各2部

- (3)新規上場申請に係る募集又は売出しを行った場合

当取引所所定の「募集又は売出実施通知書」（※当該通知書の提出は、上場の時までに行えば足りるものとします。）

(注6)

「21：特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書」とは、「特定非課税管理勘定（所謂、NISAの成長投資枠）の対象銘柄であること」（租税特別措置法第37条の14第5項第8号）を当取引所へ申告するための手続きとして、必要となる書

面となります。当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出いただきます。対象銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所ＨＰに掲載します。

(注7)

「22：指標連動有価証券等組入型ＥＴＦに係る管理体制等に関する報告書」に関しては、以下の項目についてご記載いただきます。

- (1) カウンター・パートナー等の信用状況に関する管理体制
 - 1 カウンター・パートナー等の選定基準
 - 2 カウンター・パートナー等の財務状況等に係る管理体制
 - 3 カウンター・パートナー等の財務状況等の著しい悪化が明らかになった場合における投資信託財産等の毀損の可能性を軽減させるための措置及び毀損が生じた場合の対応に係る体制
- (2) カウンター・パートナー等に関する情報の配信に係る体制（情報の配信方法等）
(※カウンター・パートナー等とは、組入有価証券の発行者及び組入債権に係る契約の相手方と、当該組入有価証券又は当該組入債権に係る保証者がある場合においては、当該保証者の両方をいいます。)

第3章 開示・提出書類

3－1. 法定開示

上場後は継続開示義務の対象となることから、上場ETFJDRの法定開示は、金融商品取引法に基づき、有価証券報告書・半期報告書・臨時報告書を提出する必要があります。

また、ETFJDRの新規設定・追加設定は、金融商品取引法上、新規有価証券の発行扱いとなるため、原則として、発行者名義で、1年に1回は、有価証券届出書（通年募集）を提出していただく必要があります。

金融商品取引法その他関係法令等を十分にご確認のうえ、対応するようにしてください。

3－2. 適時開示

- ※ 開示は上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る管理会社が行います。上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合は外国投資法人及び管理会社が行います。
- ※ 具体的な開示実務は、代理人等が行うこととなります。

〔決定事実の開示〕

次に掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）、その内容を直ちに開示することが義務づけられます。

決定事実は、当該事項を決定した理由、当該事項の概要、当該事項に関する今後の見通し、その他東証が投資判断上重要と認める事項（「重要と認める事項」の該当性については、東証の担当者にご相談ください。）について開示してください。

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETFとなる場合】

開示項目		開示根拠	備考
管理会社の決定事実	売出し	有第1107条第2項第1号a(a)	
	上場ETFJDRに係る受益権の併合又は分割	有第1107条第2項第1号a(a)の2	・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある上場ETFに係る受益権の併合又は分割は行わないものとします。（有第1110条の2第1項（上場ETFに関する行動規範））
	外国投資信託に必要な資金の借入れ	有第1107条第2項第1号a(b)	・施行規則で定める基準に該当するものとして、投資信託、外国投資信託又は信託に必要

開示項目	開示根拠	備考
投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約	有第1107条第2項第1号a(c)、有施第1109条第2項第1号	<p>な資金の借入れのうち、信託設定に伴う消費税等の支払いに係る借入れに該当する場合は開示の対象ではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当する場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由 上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの投資信託約款、信託約款又はこれに類する書類や、上場ETFJDRに係る信託契約又はこれに類する書類について開示してください。
上場ETFJDRの名称の変更	有第1107条第2項第1号a(c)の2	
上場ETFJDRに係る特定の指標の新たな指標への変更	有第1107条第2項第1号a(c)の3	
国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型ETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第1号a(d)	・国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等におけるETF又はETFJDRに係る申請について開示してください。
管理会社の合併	有第1107条第2項第1号a(e)	
管理会社の破産手続開始の申立て	有第1107条第2項第1号a(f)	
管理会社の解散(合併による解散を除く。)	有第1107条第2項第1号a(g)	

開示項目	開示根拠	備考
理会社の金融商品取引業又はこれに類する業の廃止	有第1107条第2項第1号a(h)	<p>・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。</p> <p>・詳細は（注2）をご参照ください。</p>
理会社の会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）	有第1107条第2項第1号a(j)	
理会社の事業の全部の譲渡	有第1107条第2項第1号a(k)	
理会社が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等（注1）に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項第1号a(i)、有施第1109条第2項第2号	
有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動	有第1107条第2項第1号a(m)	
追加信託、一部解約若しくは交換又は上場ETFJDRの買取りを臨時に停止することとしたこと。	有第1107条第2項第1号a(p)	
指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務における取扱いの対象とならないこと	有第1107条第2項第1号a(r)	
信託の分割	有第1107条第2項第1号a(r)の2	・上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国ETFの場合は適用除外となります。
理会社が、理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、内閣総理大臣等（注1）により失効、取消し又は変更登録等を受け、理会社としての業務を行わないこととなること	有第1107条第2項第1号a(s)	
上場ETFJDR又は理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号a(t)	・詳細は（注3）をご参照ください。
信託受託者の決定事実	国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型ETFの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第1号c(a)
	上場ETFJDR又は信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号c(b)

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合】

開示項目	開示根拠	備考
外国投資法人決定事実	上場ETFJDRに係る受益権の売出し	有第1107条第2項第2号a(a)

開示項目	開示根拠	備考
上場E T F J D Rに係る受益権の併合又は分割	有第1107条第2項第2号a (b)	<ul style="list-style-type: none"> ・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が投資法人債券に類する外国投資証券に該当する外国E T Fとなる場合は適用除外となります。 ・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主の利益の侵害をもたらすおそれのある上場E T Fに係る受益権の併合又は分割は行わないものとします。（有第1110条の2第1項（上場E T Fに関する行動規範））
投資法人債券に類する外国投資証券の募集又は資金の借入れ	有第1107条第2項第2号a (c)	
合併	有第1107条第2項第2号a (d)	
規約若しくはこれに類する書類の変更又は解散	有第1107条第2項第2号a (e)、有施第1109条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。具体的には投資信託約款の変更理由が次のaからcまでのいずれかに該当する場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更 b 本店所在地の変更 c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が認める理由 ・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの投資信託約款、信託約款又はこれに類する書類や、上場E T F J D Rに係る信託契約又はこれに類する書類について開示してください。
上場E T F J D Rの名称の変更	有第1107条第2項第2号a (e)の2	
上場E T F J D Rに係る特定の指標の新たな指標への変更	有第1107条第2項第2号a (e)の3	
国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する当該外国E T F J D Rの上場の廃止に係る申請	有第1107条第2項第2号a (f)	・当該上場E T F J D Rに係る申請に限ります。
破産手続開始又は再生手続開始の申立て	有第1107条第2項第2号a (g)	
法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等（注1）に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出	有第1107条第2項第2号a (h)、有施第1109条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。 ・詳細は（注2）をご参照ください。
有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動	有第1107条第2項第2号a (i)	
追加発行又は上場E T F J D Rの買取りを	有第1107条第2項第	

開示項目	開示根拠	備考
臨時に停止することとしたこと 当該銘柄が指定振替機関の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこと 外国投資法人としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、法又は外国の法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、外国投資法人としての業務を行わないこととなること 上場 E T F J D R 又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	2号 a (j) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 a (k) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 a (l) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 a (m)	
		・ 詳細は（注 3）をご参照ください。
管理会社決定事実 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する指標連動型 E T F の上場の廃止に係る申請 当該管理会社の合併 当該管理会社の破産手続開始の申立て 当該管理会社の解散（合併による解散を除く。） 当該管理会社の会社分割（事業の全部を承継させる場合に限る。） 当該管理会社の事業の全部の譲渡 当該管理会社が、法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等（注 1）に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出 当該管理会社が、管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等について、法又は外国の法令に基づき失効、取消し又は変更登録等を受けることにより、管理会社としての業務を行わないこととなること 上場 E T F J D R 又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (a) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (b) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (c) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (d) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (e) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (f) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (g)、有施第 1109 条第 2 項第 2 号 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (h) 有第 1107 条第 2 項第 2 号 c (i)	・ 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等における E T F 又は E T F J D R に係る申請について開示してください。 ・ 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして施行規則で定める基準に該当するものを除きます。 ・ 詳細は（注 2）をご参照ください。

【発生事実の開示】

次に掲げる事実のいずれかが発生した場合、その内容を直ちに開示することが義務づけられます。

発生事実は、当該事実が発生した経緯、発生事実の概要、発生事実に関する今後の見通し、その他東

証が投資判断上重要と認める事項（「重要と認める事項」の該当性については、東証の担当者にご相談ください。）について開示してください。

【E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び外国商品現物型E T Fとなる場合】

開示項目		開示根拠	備考
管理会社の発生事実	法第51条又は法51条の2の規定による業務改善命令又はこれに類する処分	有第1107条第2項第1号b(a)	
	上場廃止の原因となる事実（第1112条第1項第1号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第1号b(b)	
	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等（注1）の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第1号b(c)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、その内容を開示した場合を除く。）	有第1107条第2項第1号b(d)	
	2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等（注1）に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。	有第1107条第2項第1号b(e)	
	上場E T F J D R又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号b(h)	・詳細は（注3）をご参照ください。
信託受託者の発生事実	上場廃止の原因となる事実（第1112条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第1号d(a)	
	上場E T F J D R又は信託受託者の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第1号d(b)	

【E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国E T Fとなる場合】

開示項目		開示根拠	備考
外国投資法人発生事実	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等（注1）の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第2号b(a)	
	上場廃止の原因となる事実（第1112条第3項第1号又は第2号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第2号b(b)	
	有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動（業務執行を	有第1107条第2項第2号b(c)	

開示項目	開示根拠	備考
決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、有第1107条第2項第3号aの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）		
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等（注1）に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。	有第1107条第2項第2号b(d)	
上場ETFJDR又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第2号b(e)	・詳細は（注3）をご参照ください。
管理会社発生事実	法又は外国の法令に基づく内閣総理大臣等（注1）の認可、承認又は処分	有第1107条第2項第2号d(a)
	上場廃止の原因となる事実（第1112条第3項第3号に掲げる事由に係るものに限る。）	有第1107条第2項第2号d(b)
	上場ETFJDR又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	有第1107条第2項第2号d(c) ・詳細は（注3）をご参照ください。

〔決算情報の開示〕

上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る管理会社（上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合は外国投資法人及び管理会社）は上場ETFJDRに係る特定期間又は中間特定期間（上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFの場合は、営業期間又は中間営業期間）に係るファンドの決算の内容が定まった場合、その内容を直ちに開示することが義務づけられます。
(上場規程第1107条第2項第1号e、第2号e)

〔カウンター・パートナーの財務状況等に関する開示〕

上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETFが、「組入有価証券」や「組入債権」を投資信託財産等に組み入れる指標運動有価証券等組入型ETFである場合、上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETFに係る管理会社（上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合は外国投資法人及び管理会社）は、カウンター・パートナーの財務状況等に関する以下に掲げる事実が発生し、その発生したことを把握したときには当該事実を開示することが義務づけられます。

なお、カウンター・パーティーが保証者である場合には、以下の〇に掲げる事実以外の情報を開示してください。

また、上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型E T Fとなる場合、当該事実は発生しないため開示は必要ありません。

「組入有価証券」、「組入債権」、「カウンター・パーティー」についての詳細は、「第2章2－3. (3) 信用リスクがあるE T Fに関する上場審査」をご参照ください。

開示項目	開示根拠	備考
信用格付の変更又は組入有価証券に係る格付の変更（取得している場合に限る。）	有第1107条第2項第1号eの2(a) (有第1107条第2項第2号eの2)	・組入有価証券に係る信用格付については、当該有価証券が格付を取得している場合に限ります。 ・また、格付の引下げだけではなく、引上げがあった場合も含めて、変更があった場合はすべて開示していくことになります。
財務諸表等、中間財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項が注記されることとなったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(b) (有第1107条第2項第2号eの2)	
事業年度若しくは連結会計年度又は中間会計期間若しくは中間連結会計期間（カウンター・パーティーが、四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあっては、四半期会計期間又は四半期連結会計期間）の末日において債務超過の状態又はこれに準ずる状態になったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(c) (有第1107条第2項第2号eの2)	・債務超過の状態とは、連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額が負である場合をいいます。 ・純資産の額が、公認会計士又は監査法人の監査意見により影響を受ける場合には、正当な理由に基づく企業会計の基準の変更によるものと認められている場合を除き、当該監査意見に基づいて修正したのちの純資産の額を審査対象とします。
財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書又は四半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が、期中レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(d) (有第1107条第2項第2号eの2)	
事業活動の停止、解散又はこれに準ずる状態になったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(e) (有第1107条第2項第2号eの2)	
発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止されたこと又は停止されることが確実となったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(f) (有第1107条第2項第2号eの2)	・停止されることが確実となったこととは、カウンター・パーティーが発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引停止が確実となったことをいいます。
法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至ったこと又はこれに準ずる状態になったこと。	有第1107条第2項第1号eの2(g) (有第1107条第2項第2号eの2)	・破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合とは、カウンター・パーティーが、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産

		手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合をいいます。
組入有価証券又は組入債権に係る期限の利益の喪失	有第1107条第2項第1号eの2(h) (有第1107条第2項第2号eの2)	カウンター・パーティーが保証者である場合は適用除外になります。
当該有価証券の発行者又は当該契約の相手方の財務状況に関する重要な事実	有第1107条第2項第1号eの2(i) (有第1107条第2項第2号eの2)	

[その他の情報の開示]

上場ETFJDR又は上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF若しくは外国商品現物型ETFについて、本邦以外の地域において、当該上場ETFJDRの流通に重大な影響を与える事が発生した場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

（上場規程第1107条第2項第1号f、同項第2号f）

上場ETFJDRに係る管理会社又は信託受託者が、第1104条第3項第3号に規定する預託契約（信託契約）その他の契約の変更若しくは終了その他の上場ETFJDRに関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事が発生した場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

（上場規程第1107条第2項第1号g、同項第2号g）

上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）の一口あたりの純資産額と市場価格又は特定の指標との間において、次の（a）若しくは（b）に該当する場合その他投資判断上重要な乖離が生じた場合又はこれらに該当するおそれが生じた場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

（a） 上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）の一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率（売買立会における市場価格の終値を上場指標連動型ETFの一口あたりの純資産額で除した値から1を減じた値の絶対値を百分率表記した値をいう。以下この号において同じ。）が20%以上となった場合

（b） 上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）の一口あたりの純資産額と市場価格の終値の乖離率が5%以上となった日が7営業日連続した場合

なお、当日、売買立会において売買が成立せず、市場価格の終値がつかない場合には、直近で売買立会において売買が成立した日の終値を用いて乖離率を算出することとします。

数値基準に該当した場合は、投資者が的確にリスクを把握し、適切な投資判断を行うことができるよう、乖離の状況、要因、投資判断上留意すべき点、今後の見通し等について、適時かつ適切に情報開示を行っていただくことを想定しています。

数値基準に該当しないものの、管理会社等が重要な乖離又は乖離のおそれが生じたものと判断する場合には、上場ETFJDRの商品性等を踏まえて、投資者に対する注意喚起が必要かどうかといった観点から開示の要否をご検討ください。

（有第1107条第2項第1号i、同項第2号h）

上場E T F J D Rに係る特定の指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表された場合、直ちにその内容を開示することが義務づけられます。

(上場規程第1107条第2項第1号j、同項第2号i)

(注1)

「内閣総理大臣等」とは、「内閣総理大臣又は法令の規定により内閣総理大臣に属する権限を委任された者（外国会社その他の外国の者にあっては、これらに相当する外国の行政庁を含む。）」をいいます。

(注2)

「当該管理会社又は当該外国投資法人が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出」について

(1) 有価証券上場規程に基づく開示義務

上場E T F J D Rに係る管理会社（上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国E T Fとなる場合は外国投資法人及び管理会社）が法又は外国の法令に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出を行うことを決定した場合には、有第1107条第2項第2号a（1）、同項第3号a（h）及び同号c（g）に基づく開示が必要となります。

ただし、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと東証が認める場合は、開示は不要です。軽微と認められるものとしては、以下の事項（以下の事項に類するもの）が含まれます。

なお、当該開示事項を開示した後に、開示された内容に関して中止及び変更を決定した場合には「開示事項の中止・変更」としての開示が必要です。また、開示された内容について過誤や外部からの指摘により訂正が必要であると判断した場合には、速やかに正しい内容を「開示事項の訂正」として開示することが必要です。

- ・ 資本金の変更（減資の場合を除く）
- ・ 業務方法書の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
　　例：投資信託委託会社の組織図、苦情の解決のための体制
- ・ 親法人等、子法人等の異動（親会社、投資判断上重要な子会社の異動については開示が必要となります。）
- ・ 定款の変更における、投資情報として重要性が乏しいもの
- ・ 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所の変更

(2) 開示事項

同項目に関する開示資料の作成にあたっては、最低限以下の事項について記載するようお願いいたします。

- a 認可若しくは承認の申請又は届出を行った日（決議した日を含む）
- b 認可若しくは承認の申請又は届出の内容（申請又は届出を行った理由を含む）
- c 今後の見通し（上場E T F J D Rに与える影響を含む）

(3) 開示上の注意事項

- a 本項目において開示することを義務付けられる事実が、他の開示事項にも重複して該当する場合には、当該他の開示事項に該当する事実として開示してください。ただし、その際にも、届出日は必ず記載してください。
- b 上記に掲げた軽微と認められる事項については例示であり、それ以外の事項であっても投資情報として重要性がないことが明白なものについて軽微基準の対象となり得ますので、開示の要否につきましては、東証開示担当者までお問い合わせください。

(注3)

「上場指標連動型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」について

有第1107条第2項第1号a(t)、同号b(h)、同条第2項第2号c(i)及び同号d(c)に規定する「上場指標連動型ETF又は当該管理会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」並びに有第1107条第2項第2号c(i)及び同号b(e)に規定する「上場指標連動型ETF又は当該外国投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」に該当するものには、例えば、以下のものがあります。

(1) 収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の見込額の確定

収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の予想数値を、権利付最終日の午前中までに開示してください。なお、決算日以外に収益分配又は給付を行う場合にも、収益分配又は給付の対象となる権利付最終日の午前中までに開示してください。

(2) 収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定

収益分配金若しくは分配金又は信託財産に係る給付金の確定数値を、確定後直ちに開示してください。

(3) 権利確定のための期間又は期日の届出

所有者名簿の閉鎖期間又は基準日を定める場合には、東証に対して、当該期間又は基準日をその2週間前までに届け出してください。

(4) 所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更

所有者に重大な影響を与える本国等の法令等の変更があった場合には、その内容を開示してください。

3－3. 情報提供

上場ETFJDRに係る管理会社は、当該上場ETFJDRに関する以下の事項を情報提供することが義務づけられます。管理会社のウェブサイトなど、投資者が閲覧・利用しやすい方法により情報提供を行ってください。

- ※ 開示は上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFに係る管理会社が行います。上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合は外国投資法人及び管理会社が行います。
- ※ 具体的な開示実務は、代理人等が行うこととなります。
- ※ 上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFが本邦通貨以外の通貨建ての場合、純資産額等については、原則として当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の仲値（その他の為替を用いる必要がある場合にはご相談ください。）により本邦通貨に換算した値を記載してください。また、原通貨建ての値についても併記してください。
- ※ 上場ETFJDR各銘柄の情報提供方法（提供媒体、掲載箇所等）については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載しています。

種類	内容	根拠	備考
情報提供	上場ETFJDRの日々の純資産総額(NAV)及び一口あたりの純資産額	有第1107条の3第1項第2号	<ul style="list-style-type: none">・「純資産総額」は、上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFの純資産総額をいいます。・「一口あたりの純資産額」は、上場ETFJDRの信託財産（受託有価証券）である外国ETF又は外国商品現物型ETFの純資産総額を、当該ETFの全受益権口数で除した金額をいいます。ただし、受益権付与率が100%でない場合（上場ETF一口に対応する外国ETFが一口でない場合）は、上場ETF一口に対応する信託財産である外国ETFの数及びその数に対応する純資産額を追記してください。
	上場ETFJDRの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況	有第1107条の3第1項第3号	<ul style="list-style-type: none">・詳細は（注1）をご覧ください。
	エンハンスト型指標、レバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標の算出における特徴・留意点の説明	有第1107条の3第1項第4号	<ul style="list-style-type: none">・連動対象指標がエンハンスト型指標及びレバレッジ型・インバース型指標、商品先物取引等の価格を参照する指標及び為替ヘッジ指標に連動するETFである場合のみ必要となります。・詳細は後述の「<u>エンハンスト型指標等に連動するETFに関するディスクロージャーの充実等について</u>」をご覧ください。
	上場ETFJDRに関する総経費率	有第1107条の3第1項第5号	<ul style="list-style-type: none">・詳細は（注2）をご覧ください。

(注1)

「上場E T F J D Rの一口あたりの純資産額と特定の指標の変動に係る連動状況」は、例えば、上場E T F J D Rの一口あたりの純資産額及び特定の指標の連動状況を示すグラフやヒストリカルデータのほか、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第3条第1項第1号口に規定する「基準価額の変動と連動対象指標（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第19条第2項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標」の表示方法に準じて行うこと等が考えられ、上場E T F J D Rの月次レポート等において定期的な情報提供を行うことも想定されます。

(注2)

「上場E T F J D Rに関する総経費率」とは、総経費率とその内訳（運用管理費用及びその他費用）のことであり、交付目論見書、各社ウェブサイト等の任意の媒体での開示を求めます。

○留意事項

- ・ 総経費率は、当期中（計算期間が6ヶ月未満の上場E T F J D Rについては、6ヶ月を対象期間とする。）の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除して算出した比率を表示することとする。
- ・ 各比率は、年率に換算のうえ、小数点以下第2位未満を四捨五入して表示するものとする。
- ・ 総経費率の計算に含まれない費用が存在することを認識している場合には、その旨などを管理会社にて重要性を判断の上、併せて注記することとし、管理会社の判断によりこれ以上の詳細な情報を開示することを妨げない。
- ・ その他必要に応じた注記を記載のうえ、投資者に誤解を与えないように留意するものとする。

○エンハンスト型指標等に連動するＥＴＦに関するディスクロージャーの充実等について

当取引所では、一定の投資成果を実現するための投資戦略を表現した指標（以下、「エンハンスト型指標」といいます。）、原指標の変動率、変動幅その他の原指標の変動の状況を表す数値に一定の数値を乗じることその他の方法により、原指標の騰落を増幅又は反転させた指標（以下、「レバレッジ型・インバース型指標」といいます。）、商品先物取引等の価格を参照する指標²及び為替ヘッジ指標について、従来型の指標と比較して推移や期待投資成果が異なることなどから、こうした指標に連動するＥＴＦを組成する管理会社に対し、以下の観点から投資者に対する充実した説明を求めることとします³。また、当該説明については、有価証券届出書等の法定開示書類や自社ホームページ等にて周知を行う等、投資者に対して広範な周知が図られることが望されます。

1	エンハンスト型指標、レバレッジ型・インバース型指標における特徴・留意点の説明 - 原指標又は類似指標との相違 - 当該指標の特性 - 原指標又は類似指標との利益・損失の違い - 留意すべき投資スタイル 等
2	商品先物取引等の価格を参照する指標における特徴・留意点の説明 - 原資産等の価格を参照する指標との差異 - ロールオーバーに伴う損益について - 留意すべき投資スタイル 等
3	為替ヘッジ指標における特徴・留意点の説明 - 価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異 - 為替ヘッジコストについて - 留意すべき投資スタイル 等

※記載例については次項をご覧ください。

² 商品先物取引、ボラティリティに係る先物取引（日経平均VI やこれに類する先物取引）その他東証が必要と認める先物契約等を利用する指標をいいます。これら先物契約等に対する投資として運用するETFJDRに係る指標を含みます。

³ 有価証券上場規程第1107条の3第1項第4号

投資者に対する指標の説明に関する記載例

(エンハンスト型指標)

説明の観点	130／30	リスクコントロール	カバードコール
原指標又は類似指標との相違	原指標に対して、30%分のロングポジションと30%分のショートポジションが加味されていること。	原指標に比べて、日々の変動率が小さくなること。	原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると原指標との連動性が低くなり、ほぼ権利行使価格に留まること。
指標の特性	原指標の構成銘柄に対して、100%相当分の投資をするとともに、併せて一定の基準に従って選定した銘柄について30%相当分のショートポジションと30%相当分のロングポジションを構築することで、原指標に投資した場合と比べてより高い投資成果を目指す。 追加ポジションには独自の選定基準と入替タイミングがある。	原指標の変化率に一定のリスクコントロール係数を乗じる、又は資産配分を変えることにより、指標の変動率を原指標より低く抑える。	原指標にコールオプションの売りを組み合わせることで、コールオプションの権利行使価格までは概ねコールオプションのプレミアム相当分原指標よりも高い水準で推移する一方、原指標がコールオプションの権利行使価格以上になると、当該価格水準以上は上昇しない。 コールオプションは1ヶ月ごとに売りたてられるため、都度、指標の上限水準が変動する。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ、相場上昇時には利益が大きく、相場下落時には損失が小さくなることを目指す。	原指標に比べ利益・損失の額が小さくなる。	原指標に比べ利益が限定されるが、損失は同水準。
留意すべき投資スタイル	(期待する投資戦略との不一致) 追加ポジションの銘柄選定基準や入替タイミングは指数算出者によって異なるため、投資に際しては当該指数算出者の投資戦略が自らの投資戦略と合致しているかどうかを把握する必要がある。	(短期的な投資) 相場下落時の損失を低減させる反面、株価上昇による収益機会も限定される（原指標に比べ収益及び損失の両方が限定的となる。）。したがって、短期的に収益を求める投資は期待収益を得にくいため留意が必要。	(短期的に上昇相場を予想する投資) コールオプションの権利行使価格以上に相場が上昇する場合は、次のコールオプションを売り建てるまでの間、収益が限定的になる。したがって、短期的に上昇相場を予想する場合の投資は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETFJDRの発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例

(レバレッジ型・インバース型指標)

説明の観点	レバレッジ型	インバース型
原指標又は類似指標との相違	日々の変動率が原指標のN倍となること。	日々の変動率が原指標のマイナスN倍となること。
指標の特性	原指標の変化率に一定の倍率を乗じ、指標の変動率を原指標に比べ増幅させる。 原指標の日々の変動率をN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のN倍の変動率が得られるが、2日以上の期間では一般的にN倍とならない。 一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が過減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の過減傾向は解消される特性を有している。	原指標の変化率に一定のマイナス倍率を乗じ、指標の変動率を原指標と逆向きとする。 原指標の日々の変動率をマイナスN倍しているため、前日及び当日の間では原指標のマイナスN倍の変動率が得られるが、2日以上の期間では一般的にマイナスN倍とならない。 一定レンジ内で原指標が上下して推移した場合、指標が過減するが、同じ方向に推移する状況が続くと指標の過減傾向は解消される特性を有している。
原指標又は類似指標との利益・損失の違い	原指標に比べ利益・損失の額が大きくなる。	原指標と反対の利益・損失の額となる。
留意すべき投資スタイル	(中長期的な投資) 下落相場においては、損失が原指標に連動する場合に比べ拡大していく。また、複利効果により、2日以上の期間の変動率を比較した場合には完全に原指標と正相関の関係にならない。したがって、下落相場を見込む場合や中長期的に原指標のN倍の利益を見込む場合は留意が必要。	(中長期的な投資) 上昇相場においては、損失が出る。また、複利効果により、2日以上の期間の変動率を比較した場合には完全に原指標と逆相関の関係にならない。したがって、上昇相場を見込む場合や中長期的に原指標のマイナスN倍の利益を見込む場合は留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETFJDRの発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

投資者に対する指標の説明に関する記載例

(商品先物取引等の価格を参照する指標)

説明の観点	商品先物取引等の価格を参照する指標
原資産等の価格を参照する指標との差異	商品価格ではなく、商品先物取引の価格を参照していること。先物取引の価格に保管コスト等が反映されていること。
ロールオーバーに伴う損益について	先物取引において、通常、限月間に保管コスト等を反映した価格差があり、期近の先物価格よりも期先の先物価格が高くなっていく順調の状態（以下「コンタンゴ」）においては、次限月以降の限月への乗換え（以下「ロールオーバー」）に伴って損失が発生する場合があること。
留意すべき投資スタイル	(中長期的な投資) コンタンゴの状態が多くなる場合等、ロールオーバーに伴う損失が累積すること等によって対象指標が減価するおそれがあるため中長期的な投資を行う場合には留意が必要。

※具体的な記載内容については、各ETFJDRの発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

(為替ヘッジ指標)

説明の観点	為替ヘッジ指標
価格形成及び為替ヘッジがない場合との差異	為替ヘッジがない指標の円建ての投資成果について、為替変動の影響を低減するために為替ヘッジを行った場合の投資成果であること。 為替ヘッジコストが反映されること。
為替ヘッジコストについて	対象通貨との金利差分等の為替ヘッジコストが発生すること。
留意すべき投資スタイル	(円建て投資成果で為替変動を含めた成果を期待する場合) 為替変動損益は為替ヘッジによって基本的には相殺されるため、円建ての投資成果は為替変動の影響を低減した値動きとなること。

※具体的な記載内容については、各ETFJDRの発行会社によって異なることが考えられますが、上の記載例のような説明の観点が満たされれば、要件を満たすものと判断します。また、項目によっては、指標そのものではなく、指標に連動するETF等について説明することもあります。

3－4. 提出書類

上場E T F J D Rの提出書類は以下とおりです。上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国E T F又は外国商品現物型E T Fとなる場合、これらの管理会社が提出する書類は以下とおりです。上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）である外国E T Fが外国投資証券に該当する外国E T Fとなる場合は、別途記載しています。ただし、上場規程第1107条の規定に基づき行う情報の開示（適時開示）により、東証に提出していただく書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であつて、東証が適当と認めるときは、当該書類を提出していただく必要ありません。

ご提出の要否については、都度東証担当者までお問い合わせください。

【E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び外国商品現物型E T Fとなる場合】

〔変更上場申請〕

項目	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	備考
上場E T F J D Rの名称	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (PDF提出) ・上場E T F J D Rの名称変更の場合は、効力発生日の3週間程度前を日安にご提出ください。 ・有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなします。

〔会社情報に係る書類の提出〕

項目	提出書類	部数	時期提出	提出根拠	備考
売出しについて決定を行った場合	目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第1号a	<ul style="list-style-type: none"> ・書面提出 ・当該書類は公衆縦覧に供されます。 ・E D I N E Tにより有価証券届出書を内閣総理大臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。
	有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し	1部	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第1号b	・Target (PDF提出)
投資信託約款若しくは信託約款若しくはこれに類する書類の変更又は投資信託契約若しくは信託契約の解約について決定	変更後の投資信託約款又は信託約款若しくはこれに類する書類	1部	変更確定後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第2項第2号	・TDnet (TDnet オンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「約款(全文)」からPDFファイルをご登録

項目	提出書類	部数	時期提出	提出根拠	備考
を行った場合					ください) ・当該書類は公衆総覧に供されます。
代表者の異動その他 の上場 E T F J D R に関する権利等に係る 重要な事項について 決定を行った場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った 後直ちに	有第 1108 条第 1 項、 有施第 1110 条第 2 項第 3 号	・Target (PDF 提出)
外国会社届出書等を 初めて内閣総理大臣 等に提出することを 決定した場合	外国会社届出書等を初めて 内閣総理大臣等に提出する ことを決定した旨及び当該 外国会社届出書等の提出時 期を記載した書面	1部	決定を行った 後直ちに	上場規程第 1108 条 第 1 項、有施第 1110 条第 2 項第 4 号	・Target (PDF 提出) ・当該書類は公衆総覧に供されます。
毎年 12 月末日の上場 受益権口数を把握し た場合	12 月末日現在の上場受益権 口数を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第 1108 条第 1 項、 有施第 1110 条第 5 項第 1 号の 2	・Target (PDF 提出)
監査報告書、中間監 査報告書を添付した 有価証券報告書又は 半期報告書を、内閣 総理大臣等に対して 提出するための期間 の延長に係る内閣総 理大臣等の承認を受 けた場合	内閣総理大臣等の承認に係 る通知書の写し	1部	内閣総理大臣 等の承認に係 る通知書を受 理後遅滞なく	有第 1108 条第 1 項、 有施第 1110 条第 5 項第 1 号の 3	・Target (PDF 提出)
収益分配金又は信託 財産に係る給付金の 見込金額が確定した 場合	上場 E T F J D R に係る収 益分配金又は信託財産に係 る給付金の見込金額を記載 した書面	1部	計算期間末日 の 2 日前 (休業 日を除外しま す。) の日	有第 1108 条第 1 項、 有施第 1110 条第 5 項第 2 号	・Target (PDF 提出) ・計算期間の末日が 休業日に当たると きは、計算期間の 末日の 3 日前 (休 業日を除外しま す。) の日
12 月末日以前 1 年間 における毎月末日の 上場 E T F J D R の 一口あたりの純資産 額及び特定の指標終 値を把握したとき	12 月末日以前 1 年間におけ る毎月末日の上場 E T F の 一口あたりの純資産額及び 特定の指標終値を記載した 書面	1部	把握後直ちに	有第 1108 条第 1 項 (有施第 1110 条第 5 項第 3 号)	・Target (Excel 提出)
上場 E T F J D R に 関する情報提供の方 法を新たに決定又は 変更する場合	上場 E T F J D R に係る情 報提供方法を記載した書面	1部	決定又は変更 前あらかじめ	有第 1107 条の 3 第 2 項	・Target (Excel 提出) ・ETF の推定純資産価 額及びポートフォ リオ情報ファイル の提供状況につい ても記載してい だきます。
毎月末日の上場 E T F J D R の受益権口 数及び純資産総額を 把握した場合	毎月末日の上場 E T F J D R の受益権口数及び純資産 総額を記載した書面	1部	翌月第 5 営業日 までに	有第 1108 条第 2 項	・Target (Excel 提出) ・TDnet にて受益権口 数及び純資産総額 の開示を行う場合

項目	提出書類	部数	時期提出	提出根拠	備考
特定非課税管理勘定（所謂、NISAの成長投資枠）の対象銘柄であることを当取引所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書	1部	管理会社が指定する取扱開始日の14営業日前までに	有第1108条第2項	は提出不要です。 ・当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。 ・申告いただいた銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所HPに掲載します。
特定非課税管理勘定（所謂、NISAの成長投資枠）の対象銘柄該当しないこととなることを当取引所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する変更申告書	1部	管理会社が指定する変更日の14営業日前までに	有第1108条第2項	・当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合】

〔変更上場申請〕（外国投資法人及び管理会社）

項目	提出書類	部数	提出時期	提出根拠	備考
上場ETFJDRの名称	有価証券変更上場申請書	1部	提出要件に該当した後速やかに	有第1105条第1項	・Target(PDF提出) ・上場ETFJDRの名称変更の場合は、効力発生日の3週間程度前を日安にご提出ください。 ・有価証券変更上場申請書に記載すべき事項が開示又は提出書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもって変更申請したものとみなします。

〔会社情報に係る書類の提出〕（外国投資法人及び管理会社）

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
売出しについて決定を行った場合	目論見書及び届出仮目論見書	1部	作成後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第1号a	・書面提出 ・当該書類は公衆縦覧に供されます。 ・EDINETにより有価証券届出書

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
外国投資法人が合併について決定を行った場合					を内閣総理大臣等に提出した場合には、提出する必要はありません。
	有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し	1部	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第1号b	・Target (PDF提出)
外国投資法人が規約若しくはこれに類する書類の変更又は解散について決定を行った場合	合併契約書の写し	1部	契約締結後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第2号	・Target (PDF提出) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。
基準日の設定について決定を行った場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第3号a	・Target (PDF提出)
	変更後の規約又はこれに類する書類	1部	変更後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第3号b	・TDnet (TDnet オンライン登録サイトより、「縦覧書類を提出する」の「約款(全文)」からPDFファイルをご登録ください) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。
代表者の異動その他の上場E T F J D Rに関する権利等に係る重要な事項について決定を行った場合	決定に係る通知書	1部	決定を行った後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第3項第5号	・Target (PDF提出)
外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した場合	外国会社届出書等を初めて内閣総理大臣等に提出することを決定した旨及び当該外国会社届出書等の提出時期を記載した書面	1部	決定を行った後直ちに	上場規程第1108条第1項、有施第1110条第3項第6号	・Target (PDF提出) ・当該書類は公衆縦覧に供されます。

〔会社情報に係る書類の提出〕(外国投資法人)

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
毎年12月末日の上場受益権口数を把握した場合	12月末日現在の上場受益権口数を記載した書面	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第2号	・Target (PDF提出)
分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額が確定した場合	上場E T F J D Rに係る分配金又は信託財産に係る給付金の見込金額を記載した書面	1部	営業期間又は計算期間の末日の2日前(休業日を除外します。)の日	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第3号	・Target (PDF提出) ・計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外します。)の日
12月末日以前1年間における毎月末日の上場E T F J D Rの一口あたりの純資産	12月末日以前1年間における毎月末日の上場E T F J D Rの一口あたりの純資産	1部	把握後直ちに	有第1108条第1項、有施第1110条第6項第4号	・Target (Excel提出)

項目	提出書類	部数	時期提出	提出の根拠	備考
一口あたりの純資産額及び特定の指標終値が把握したとき	額及び特定の指標終値を記載した書面				
上場 E T F J D R に関する情報提供の方法を新たに決定又は変更する場合	上場 E T F J D R に係る情報提供方法を記載した書面	1 部	決定又は変更前あらかじめ	有第 1107 条の 3 第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (Excel 提出) ・ETF の推定純資産額及びポートフォリオ情報ファイルの提供状況についても記載していただきます。
毎月末日の上場 E T F J D R の受益権口数及び純資産総額を把握した場合	毎月末日の上場 E T F J D R の受益権口数及び純資産総額を記載した書面	1 部	翌月第 5 営業日までに	有第 1108 条第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ・Target (Excel 提出) ・TDnet にて受益権口数及び純資産総額の開示を行う場合は提出不要です。
特定非課税管理勘定（所謂、N I S A の成長投資枠）の対象銘柄であることを当取引所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する申告書	1 部	管理会社が指定する取扱開始日の 14 営業日前までに	有第 1108 条第 2 項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該書面及び申告書添付書類を、当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。 ・申告いただいた銘柄については、一覧にとりまとめたうえで、当取引所 HP に掲載します。
特定非課税管理勘定（所謂、N I S A の成長投資枠）の対象銘柄該当しないこととなることを当取引所へ申告する場合	特定非課税管理勘定対象銘柄に関する変更申告書	1 部	管理会社が指定する変更日の 14 営業日前までに	有第 1108 条第 2 項	・当取引所上場推進部担当者宛にメールでご提出ください。

第4章 上場廃止

上場廃止基準は、以下のとおりです。

【E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国E T F及び外国商品現物型E T Fとなる場合】

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場E T F J D Rに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなった場合。ただし、当該上場E T F J D Rに係る管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」等を提出する場合は、この限りでない。	有第 1112 条第 2 項第 1 号	
上場E T F J D Rに係る信託受託者が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合。ただし、上場E T F J D Rに係る信託受託者が行っていた業務が他の信託受託者に引き継がれ、かつ、当該他の信託受託者が「E T F上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。	有第 1112 条第 2 項第 2 号（有第 1112 条第 1 項第 2 号を準用）	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となった場合において、1年以内に0.9以上とならないとき	有第 1112 条第 2 項第 3 号 a（有第 1112 条第 1 項第 3 号 e を準用）	<ul style="list-style-type: none">・相関係数は、最近 60か月の上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの一口あたりの純資産額と特定の指標の騰落率から算出します。・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場E T F J D Rに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難となつたと当取引所が認めた月は、相関係数の算出対象から除外します。
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場E T F J D Rに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合	有第 1112 条第 2 項第 3 号 a（有第 1112 条第 1 項第 3 号 f を準用）	

廃止基準項目	根拠規定	備考
<p>次の（a）又は（b）に該当する場合</p> <p>(a) 上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p> <p>(b) 上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合</p>	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 g を 準用)	
上場E T F J D Rに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 h を 準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る投資信託契約又は信託契約が終了となる場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i を 準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る信託が分割されることとなる場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i の 2 を準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る特定の指標がなくなった場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i の 3 を準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更される場合その他これに類する場合であって、変更後の指標が第 1104 条第 1 項 2 号 d（同条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号、同条第 4 項第 1 号、同条第 5 項第 1 号又は同条第 6 項の規定による場合を含む。）に適合しないと当取引所が認めるとき又は当該指標の変更が上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i の 4 を準用)	・詳細は（注 1）をご覧ください。
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fの信託約款に投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨（これに類する内容を含む。）の定めがなくなる場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 b (a)	・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型E T Fとなる場合には適用されません。
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fの信託約款に計算期間が 1 か月未満となる場合の変更が行われる場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 b (a) の 2 (有第 1112 条第 1 項第 3 号 b (d) を 準用)	・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国商品現物型E T Fとなる場合には適用されません。
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fの信託約款に特定の商品の価格に連動する仕組みに関する定めがなくなる場合の変更が行われる場合	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 b (a) の 3 (有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 2 (a) を準用)	・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国E T Fとなる場合には適用されません。
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F 又は外国商品現物型E T Fの信託約款に計算期間が 1 か月に満たないこと	有第 1112 条第 2 項 第 3 号 b (a) の 3	・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）

廃止基準項目	根拠規定	備考
となる場合又は1年を超えることとなる場合の変更が行われる場合	(有第1112条第1項第3号bの2(d)を準用)	が外国ETFとなる場合には適用されません。
上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの信託契約に特定の指標又は基準価額の変動を条件に信託契約を解約する旨の定め(特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合に信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。)が設けられる場合	有第1112条第2項第3号b(a)の4	
上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの信託契約の期間の定めが設けられる場合(外国投資信託又は信託の設定がされた国の法令の定めるところにより信託契約期間(租税特別措置法施行規則第2条の3第2項で定める期間に限る。)が定められている場合を除く。)	有第1112条第2項第3号b(b)	
当該上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFが指標連動有価証券等組入型ETFである場合にあっては、次の(a)又は(b)に該当する場合 (a) 当該ETFに係るカウンター・パーティの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から1年を経過する日までの期間(以下この(a)において「猶予期間」という。)に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パーティが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パーティを契約の相手方若しくは当該カウンター・パーティが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないとき。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。 (b) カウンター・パーティの信用状況に関する管理体制が管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該管理会社が行っていた業務が他の管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の管理会社においてカウンター・パーティの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。	有第1112条第2項第3号bの2(有第1112条第1項第3号bの6を準用)	・上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)が外国商品現物型ETFとなる場合には適用されません。
当該上場ETFJDRが指定振替機関(株式会社証券保管振替機構:JASDEC)の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第1112条第2項第3号c	
当該上場ETFJDR(当該上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFを含む。以下同じ。)が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所において当該上場ETFJDRの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場ETFJDRの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場ETFJDRの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。	有第1112条第2項第3号d	
第1104条第3項第3号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場ETFJDRに係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない	有第1112条第2項第3号e	・上場ETFJDRに係る受託者等の変更により終了となる場合を除きます。
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第1112条第2項第3号f	

(注1)

上場ETFJDRの信託財産(受託有価証券)となる外国ETF又は外国商品現物型ETFの指標変更

の典型事例としては、既存の連動対象指標が何らかの理由によって算出終了となり類似指標へ変更する場合やファンド費用の低減を目的として類似指標へ変更する場合などを想定しています。

変更後の指標が適格性要件を満たす場合であっても、当該指標の変更について「上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき」には、上場E T Fは上場廃止となります。例えば、変更後の指標に係る上場E T Fが当取引所において現に新規上場を認めていない性質のものである場合、主たる投資対象資産のアセットクラスが変更となる場合、主たる投資対象地域の変更により商品コンセプトが著しく変化する場合、レバレッジ型・インバース型指標以外の指標をレバレッジ型・インバース型指標に変更する場合などは上場廃止の対象です。また、上場廃止に至らないケースについても、例えば、同一の投資対象資産・地域内での投資ファクターの変更等、投資者に混乱をきたす可能性のある指標変更については、事前相談の段階で、その意義や必要性について詳細を確認します。

加えて、既存の連動対象指標について、その算出方法及び構成銘柄の変更基準・方法に変更が生じる場合で、指標の適格性が失われる可能性が高い場合や上述したような商品性に著しい影響が及ぶ可能性が高いケースは、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして適時開示の対象として取扱うとともに上場廃止審査の対象となります。

基本的な考え方は以上のとおりですが、上場廃止に係る判断は個別具体的になされます。事前の審査手続きが必要となりますので、指標変更の決定に係る適時開示の少なくとも2カ月程度前には事前にご相談ください。

【E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国E T Fとなる場合】

廃止基準項目	根拠規定	備考
上場E T F J D Rに係る外国投資法人が投資信託法第222条に規定する解散事由に該当する場合	有第1112条第3項第1号	
上場E T F J D Rに係る外国投資法人が法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準じる状態になつた場合	有第1112条第3項第2号	
上場E T F J D Rに係るファンドが規約又はこれに類する書類に定める事由に基づき終了する場合	有第1112条第3項第3号	
上場E T F J D Rに係る管理会社が管理会社としての業務に必要な免許、認可又は登録等が、内閣総理大臣等により失効、取消し又は変更登録等を受け、管理会社としての業務を行わないこととなつた場合。ただし、上場E T F J D Rに係る管理会社が行つてゐた業務が他の管理会社に引き継がれ、かつ、当該他の管理会社が「E T F上場契約書」を提出する場合は、この限りでない。	有第1112条第3項第4号	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの一口あたりの純資産額と特定の指標の相関係数が0.9未満となつた場合において、1年以内に0.9以上とならないとき	有第1112条第3項第5号a(有第1112条第1項第3号eを準用)	<ul style="list-style-type: none"> ・相関係数は、最近60か月の上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの一口あたりの純資産額と特定の指標の騰落率から算出します。 ・上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更された月及び天災地変等、上場E T F J D Rに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により資産の運用が困難となつたと当取引所が認めた月は、相関係数の算出対象から除外します。
2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内（天災地変等、上場E T F J D Rに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は、3か月以内）に、内閣総理大臣等に提出しなかつた場合	有第1112条第3項第5号a(有第1112条第1項第3号fを準用)	
次の（a）又は（b）に該当する場合 （a）上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合 （b）上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、	有第1112条第3項第5号a(有第1112条第1項第3号gを準用)	

廃止基準項目	根拠規定	備考
中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合		
上場E T F J D Rに係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合、宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 h を 準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る特定の指標がなくなった場合	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i の 3 を準用)	
上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fに係る特定の指標が新たな指標へ変更される場合その他これに類する場合であって、変更後の指標が第 1104 条第 1 項 2 号 d (同条第 2 項第 1 号、同条第 3 項第 1 号、同条第 4 項第 1 号、同条第 5 項第 1 号又は同条第 6 項の規定による場合を含む。) に適合しないと当取引所が認めるとき又は当該指標の変更が上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 a (有第 1112 条第 1 項第 3 号 i の 4 を準用)	・ 詳細は（注 1）をご覧ください。
次の（a）から（c）までのいずれかに該当する上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの規約又はこれに類する書類の変更が行われる場合 (a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めがなくなる場合 (b) 営業期間が 1 か月未満となる場合 (c) 特定の指標又は基準価格の変動を条件にファンドを終了する旨の定め（特定の指標又は基準価額が正でなくなった場合にファンドを終了する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。）が設けられる場合	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 b	
当該上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fが指標連動有価証券等組入型E T Fである場合にあっては、次の（a）又は（b）に該当する場合 (a) 当該上場指標連動型E T Fに係るカウンター・パートナーの財務状況の悪化として施行規則で定める状態になった場合において、当取引所が当該状態になったと認める日から 1 年を経過する日までの期間（以下この（a）において「猶予期間」という。）に、当該投資信託財産等が当該カウンター・パートナーが発行若しくは保証する有価証券又は当該カウンター・パートナーを契約の相手方若しくは当該カウンター・パートナーが保証する契約に係る権利以外の資産に変更されないと。ただし、当取引所が猶予期間の経過を待つことが適当でないと認めたときは、当取引所がその都度定めるところによる。 (b) カウンター・パートナーの信用状況に関する管理体制が外国投資法人及び管理会社において整備されなくなった場合。ただし、当該外国投資法人及び管理会社が行っていた業務が他の外国投資法人及び管理会社に引き継がれる場合であって、かつ、当該他の外国投資法人及び管理会社においてカウンター・パートナーの信用状況に関する管理体制が整備されるときは、この限りでない。	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 b の 2 (有第 1112 条第 1 項第 3 号 b の 6 を準用)	
当該上場E T F J D Rが指定振替機関（株式会社証券保管振替機構： J A S D E C）の外国株券等保管振替決済業務又は振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 c	
当該上場E T F J D R（当該上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T F又は外国商品現物型E T Fを含む。以下同じ。）	有第 1112 条第 3 項 第 5 号 d	

廃止基準項目	根拠規定	備考
が上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場E T F J D Rの上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場E T F J D Rの相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該上場E T F J D Rの外国金融商品取引所等における上場廃止の理由等又は当取引所における流通の状況その他の事由を勘案して、上場を廃止することが適当でないと認められるときは、この限りでない。		
第1104条第3項第3号に規定する預託契約等その他の契約が終了となる場合。ただし、上場E T F J D Rに係る預託機関等の変更により当該預託契約等その他の契約が終了となる場合は、この限りでない	有第1112条第3項第3号e	・上場E T F J D Rに係る受託者等の変更により終了となる場合を除きます。
その他公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合	有第1112条第3項第5号f	

(注1)

上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの指標変更の典型事例としては、既存の運動対象指標が何らかの理由によって算出終了となり類似指標へ変更する場合やファンド費用の低減を目的として類似指標へ変更する場合などを想定しています。

変更後の指標が適格性要件を満たす場合であっても、当該指標の変更について「上場E T F J D Rの信託財産（受託有価証券）となる外国E T Fの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるとき」には、上場E T Fは上場廃止となります。例えば、変更後の指標に係る上場E T Fが当取引所において現に新規上場を認めていない性質のものである場合、主たる投資対象資産のアセットクラスが変更となる場合、主たる投資対象地域の変更により商品コンセプトが著しく変化する場合、レバレッジ型・インバース型指標以外の指標をレバレッジ型・インバース型指標に変更する場合などは上場廃止の対象です。また、上場廃止に至らないケースについても、例えば、同一の投資対象資産・地域内での投資ファクターの変更等、投資者に混乱をきたす可能性のある指標変更については、事前相談の段階で、その意義や必要性について詳細を確認します。

加えて、既存の運動対象指標について、その算出方法及び構成銘柄の変更基準・方法に変更が生じる場合で、指標の適格性が失われる可能性が高い場合や上述したような商品性に著しい影響が及ぶ可能性が高いケースは、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものとして適時開示の対象として取扱うとともに上場廃止審査の対象となります。

基本的な考え方は以上のとおりですが、上場廃止に係る判断は個別具体的になされます。事前の審査手続きが必要となりますので、指標変更の決定に係る適時開示の少なくとも2カ月程度前には事前にご相談ください。

第5章 上場に関する料金

5－1. 上場審査料

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資信託の受益証券に該当する外国ETF及び外国商品現物型ETFとなる場合】

- ・ 次の（a）及び（b）に定める額を合計した額
 - （a）次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額※
 - イ 新規上場申請に係るETFJDRに係る管理会社が上場ETFJDR又は上場ETF（上場が承認されたETFJDR又はETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFJDR又はETFに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
 - （b）新規上場申請に係るETFJDRの銘柄数に50万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

【ETFJDRの信託財産（受託有価証券）が外国投資証券に該当する外国ETFとなる場合】

- ・ 次の（a）から（c）までに定める額を合計した額
 - （a）次のイ又はロに掲げる場合の区分に従い、当該イ又はロに定める額※
 - イ 新規上場申請に係るETFJDRに係る管理会社が上場ETFJDR又は上場ETF（上場が承認されたETFJDR又はETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFJDR又はETFに係る管理会社である場合 0円
 - ロ 前イに掲げる場合以外の場合 150万円
 - （b）新規上場申請を行う外国投資法人であって、上場ETFJDR又は上場ETF（上場が承認されたETFJDR又はETFを含む。）に係る外国投資法人又は上場審査中のETFJDR又はETFに係る外国投資法人のいずれにも該当しないものの数に49万円を乗じた額
 - （c）新規上場申請に係るETFJDRの銘柄数に1万円を乗じた額
- ・ 支払期限：上場申請日が属する月の翌月末日

5－2. 新規上場料

- ・ 金額：上場受益権口数に係る純資産総額（上場受益権口数に、一口あたりの純資産額を乗じて得た金額をいいます。以下同じ。）の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。）
- ・ 計算対象：ETFJDRごとに、上場日現在における純資産総額を基準とし、純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、上場日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- ・ 支払期限：上場日の属する月の翌月末日

5－3. 追加信託時の追加上場料

- ・ 金額：上場受益権口数に係る追加信託総額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）
- ・ 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。）

しません（下限を設けません。）。

- 計算対象：毎年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額を基準とし、新規上場日現在の上場受益権口数に係る純資産総額及び新規上場した年から前年までの各年の12月末日現在の上場受益権口数に係る純資産総額のうち最大のものからの増加額を上場受益権口数に係る追加信託総額とみなします。この場合、上場受益権口数に係る純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- 支払期限：当該基準とした日の属する月の3ヵ月後の末日

5－4. 年間上場料

- 金額：ETFJDRごとに、上場受益権口数に係る純資産総額の1万分の0.75（0.75ベーシスポイント）
- 上記の計算により算出された金額が、10万円未満となる場合には10万円とし、300万円を超える場合には300万円とします。（ただし、当分の間、上限を100万円とし、10万円未満となる場合には10万円としません（下限を設けません。）。
- 計算対象：前年の12月末日（当該日の翌日以後に上場された銘柄については、上場日）現在における上場受益権口数に係る純資産総額を基準とするものとし、当該純資産総額が本邦通貨以外の通貨で表示されている場合には、当該日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値により本邦通貨に換算します。
- 支払期限：上記の計算によって計算された金額について、半額ずつを次の期日までに支払うものとします。

4月から9月までの期間に対応する年間上場料	9月末日
10月から翌年3月までの期間に対応する年間上場料	同年3月末日

※1：新規上場申請に係るETFJDRに係る管理会社が上場ETFJDR又は上場ETF（上場が承認されたETFJDR又はETFを含む。）に係る管理会社又は上場審査中のETFDJR又はETFに係る管理会社が属する企業グループと同一の企業グループに属する場合であって、当該企業グループに属する特定の会社が当該新規上場申請に係るETFJDR又はETF及び当該上場ETFJDR又は上場ETF（上場が承認されたETFJDR又はETFを含む。）若しくは上場審査中のETFJDR又はETFの上場方針を決定していると当取引所が認めるときは、当該新規上場申請に係るETFJDRに係る管理会社を上場ETFJDR又は上場ETFに係る管理会社とみなします。

※2：100円未満の金額（消費税額及び地方消費税額を除きます。）は切り捨てます。

※3：料金の支払いは、本邦通貨によるものとします。

※4：管理会社が、料金を支払期日までに支払わない場合には、管理会社に対し、支払期日の翌日から完済の日までの遅延損害金を100円につき1日4銭の割合によって請求できるものとします。

※5：上場した年の年間上場料の扱いは、次の表をご参照ください。なお、支払対象期間は上場日の翌月からスタートします。

◆上場した年における年間上場料について（計算対象となる純資産総額と支払対象期間）

	支払い時期			
	3月支払	9月支払	翌年3月の支払	翌年9月の支払
1月上場の場合	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で2、3月の2か月分	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で4～9月の6か月分	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で10～翌年3月	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で翌年3月

2月上場の場合	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で3月の1か月分		の6か月分	年4~9月の6か月分
3月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で4~9月の6か月分		
4月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で5~9月の5か月分		
5月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で6~9月の4か月分		
6月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で7~9月の3か月分		
7月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で8~9月の2か月分		
8月上場の場合	—	上場日現在の受益権口数に係る純資産総額で9月の1か月分		
9月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で10~翌年3月の6か月分	
10月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で11~翌年3月の5か月分	
11月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で12~翌年3月の4か月分	
12月上場の場合	—	—	請求月の前年12月末現在の受益権口数に係る純資産総額で翌年1~3月の3か月分	

第6章 J D Rの信託契約及びその他の契約の概要

6－1. J D Rの信託契約の概要（例示）

E T F J D Rの上場にあたっては、委託者とJ D R受託者との間で、J D Rに係る「信託契約」を締結する必要があります。

以下で示す内容は、あくまでも「信託契約」の例示の一つ（以下で示す内容は、三菱U F J信託銀行株式会社の契約雛形を参考に作成した例示です）に過ぎません。「信託契約」の内容を検討するにあたっては、J D R受託者となる信託銀行等と上場申請の前に十分にご相談ください。

なお、特に、信託契約の委託者が複数となる場合や、委託者が委託者以外の者の所有する財産を信託設定する場合には、別途その内容を確認するための資料提出をお願いすることがありますので、東証にも事前にご相談ください。

項目	内 容	備 考
1. 信託契約名	受託E T Fが分かる名称とする	
2. 信託の種類	受益証券発行信託	cf.信託法第185条第1項、同条第3項
3. 委託者	国内法人 一般的には金融商品取引業者	
4. 委託者の権利	委託者の権利は無し（又は大幅に制限）	cf.信託法第145条第1項、同第215条各号
5. 委託者の地位	受託者が認めるときは譲渡可能	cf.信託法第146条第1項
6. 受託者	信託銀行（信託会社）	
7. 受益者	当初：委託者の定める者、その後：投資家	
8. 契約当事者	委託者・受託者・E T F発行者	✓ 委託者・受託者間での信託契約に加えて、E T F発行者・受託者間での契約が必要（原則、複合契約とする）
9. 信託の目的	受託E T Fを受益者のために管理及び処分することを目的とする	✓ 受託者は運用を行わない
10. 信託財産	E T F（1種類のみ）	
11. 信託収益の分配	受託E T Fから生じる分配金等があれば、権利確定日の受益者に交付する	✓ 日本円で交付（受益者負担の手数料等がある場合には控除した上で交付）
12. 受益権付与率	受託E T F1口に対する受益権の口数	✓ 信託契約に明示（変更可能）
13. 権利確定日	実務的な観点から、信託法の定める基準日ではなく、別途、権利確定日を設定する	
14. 信託期間	信託が終了する日まで	✓ あらかじめ特定の期間とはしない
15. 信託決算日 (計算期日)	年1回以上	
16. 受益証券	振替受益権とし、証券は発行しない	cf.振替法第127条の2第1項
17. 受益証券の金融商品取引法上の位置づけ	有価証券信託受益証券	cf.施行令第2条の3第3号
18. 受益者への通知	無記名受益証券を保有する受益者に対してすべき通知は、証券保管振替機構から通知される受益者通知に基づく氏名又は名称及び住所に対して通知するとともに、公告を行う	cf.信託法第191条、第265条 ✓ 公告は、官報のほか、受託者における公告も行う。

項目	内 容	備 考
19. 信託報酬、手数料、信託費用	個別に契約に定める	
20. 会計	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌して行う	✓ 原則として、一般社団法人信託協会が定める「受益証券発行信託計算規則」に従う
21. 税務	上場特定受益証券発行信託 特定口座での取扱いが可能	cf.法人税法第2条第29号ハ、租税特別措置法第9条の4の2第1項、同第37条の10第2項6号、租税特別措置法施行令第4条の7の2第1項、同第25条の8第9項
22. 受託者の義務	軽減無し	cf.信託法第212条
23. 追加信託 ETF→信託受益権	同一種類のETFでの設定に限って可能	
24. 追加信託制限	信託契約により、一定要件下で追加信託を制約可能 原則として、追加信託の上限はあらかじめ信託契約に記載	
25. 一部解約 信託受益権→ETF	原則として、信託財産であるETFでの引き出しに限って可能（金銭での受領は不可） ETFの受け渡しは海外決済	
26. 解約制限	信託契約により、一定要件下で解約を制約可能	
27. 委託者による受益権買取	受益者は、委託者に対して受益権の買取請求が可能（ただし、最低金額又は最低口数の基準を設けることも可）	
28. 損失リスク (損失補てん等)	受益者は、ETFに投資することと同様の投資リスクを負う 受託者は、損失の補てん、元本の補てん及び利息の補足を行わない	
29. 信託契約の変更	信託契約の定めに従い可能	✓ 信託契約の重要な変更を決定した場合、ETF発行者から、適時開示を行う（規程第947条第3項第1号p及び第7号）
30. 契約変更時の受益権取得請求	重要な信託の変更が生じた場合において、受益者は受託者に対して受益権取得請求ができる	cf.信託法第103条
31. 終了要件（例）	1) 信託法第163条の事由の発生（同条第9号を除く） 2) ETFの償還 3) ETFJDRの上場廃止、上場承認が受けられないとき 4) ETFの上場廃止 5) 法令等（現地含む）により、終了が必要なとき存続が困難になったとき 6) 当事者の重大な契約違反 7) 受託者が不在となった場合で、新受託者が選任されないとき 8) 受託者が免許取消等を受けた場合で、新受託	✓ 委託者又は各受益者からの申出による終了は認めない

項目	内容	備考
	者が選任されないとき 9) 委託者、ETF発行者の倒産手続等の開始の申立 10) 信託費用、報酬が支払われないとき 11) 証券保管振替機構における取扱いの廃止 12) 特定受益証券発行信託に該当しなくなったとき 13) 有価証券信託受益証券に該当しなくなったとき 14) 純資産総額が一定額を下回った場合で、ETF発行者からの終了の申出があったとき 15) その他受託者が信託の継続が困難と判断した場合で、受益者が承認したとき	
32. 信託の終了	信託が終了した場合には、受託者が清算職務を行う。 なお、残余財産の給付は、信託終了日の受益者に対して、金銭で行う	cf.信託法 177 条
33. 受益者集会	信託の変更等が生じた場合には、受益者集会によらず書面による同意を可能とする	cf.信託法 105 条第 2 項ただし書 <input checked="" type="checkbox"/> 書面による同意の手法を信託契約に明記
34. 法定開示義務者	ETF発行者	cf.定義閣府令第 14 条第 2 項第 3 号
35. 上場申請者	ETF発行者	
36. 金融商品取引所開示義務者	ETF発行者	
37. 受託者の辞任、解任	法令要件又は信託契約の定めによる	cf.信託法第 57 条、第 58 条
38. 準拠法	日本法	<input checked="" type="checkbox"/> 東京地方裁判所等国内の裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする
39. 正本	日本語によるものを正本とする	
40. その他	受託 ETF に応じた条件があれば信託契約に記載する	

※ETF-JDR の受益者が受益権の行使を行う場合には、振替法第 127 条の 27 に従い書面を提示する。

6－2. その他の契約の概要（例示）

ETF-JDR の上場にあたっては、受託有価証券となる ETF の発行者と JDR 受託者となる信託銀行（信託会社）との間で、JDR に係る「その他の契約」を締結する必要があります。

以下で示す内容は、あくまでも「その他の契約」の例示の一つ（以下で示す内容は、三菱UFJ 信託銀行株式会社の契約雑形を参考に作成した例示です）に過ぎません。「その他の契約」の内容を検討するにあたっては、実務面での対応も含めて、信託銀行（信託会社）と十分にご相談ください。

項目	内容	備考
----	----	----

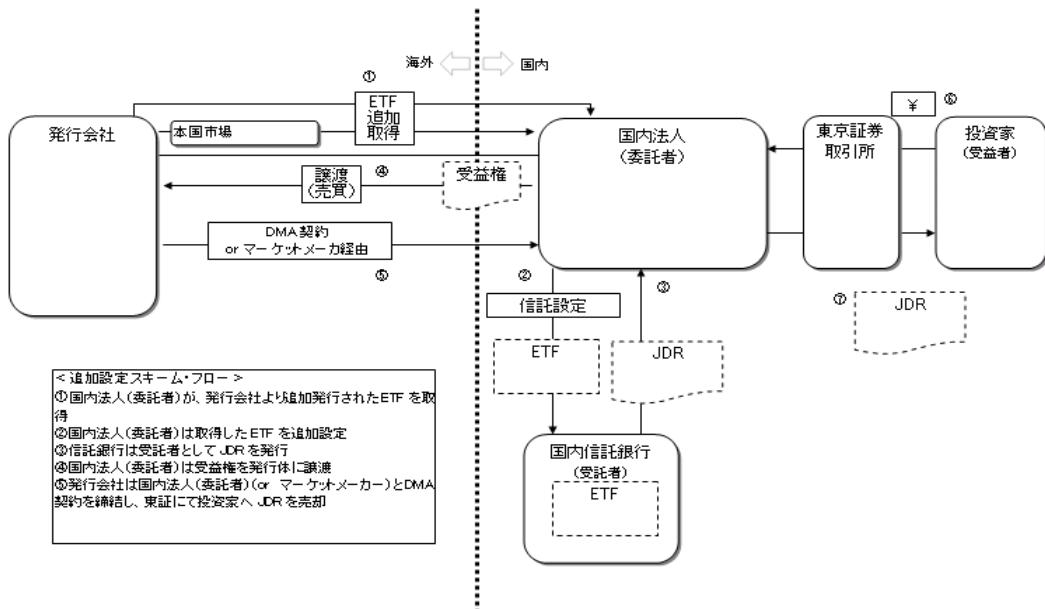
項目	内 容	備 考
1. 受託者の提供義務	E T F発行者が金融商品取引所で行う適時開示や書類提出に必要な事項について、受託者からの提供義務について定める	
2. 発行会社の通知義務	E T F発行者が必要な事項を受託者に通知する旨について定める	
3. その他	その他必要な事項を定める	

第7章 各種フロー

以下で示す内容は、あくまでも例示の一つに過ぎません。具体的なフローを検討するにあたっては、金融商品取引業者や信託銀行等と十分にご相談ください。

(1) 追加設定

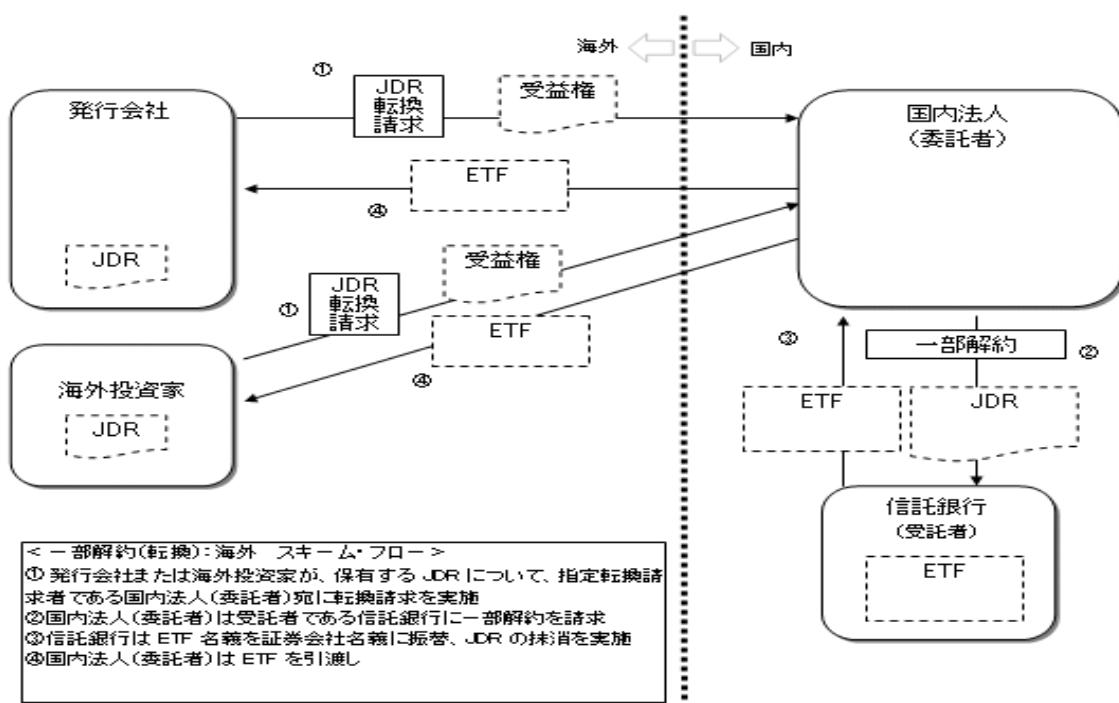
海外既発証券又は海外新発証券（原証券である外国ETF又は外国商品現物型ETF）を日本国内現地法人（ETFJDR委託者）が取得し、追加信託設定を行うことによりETFJDRの追加発行を行います。



(2) 一部転換

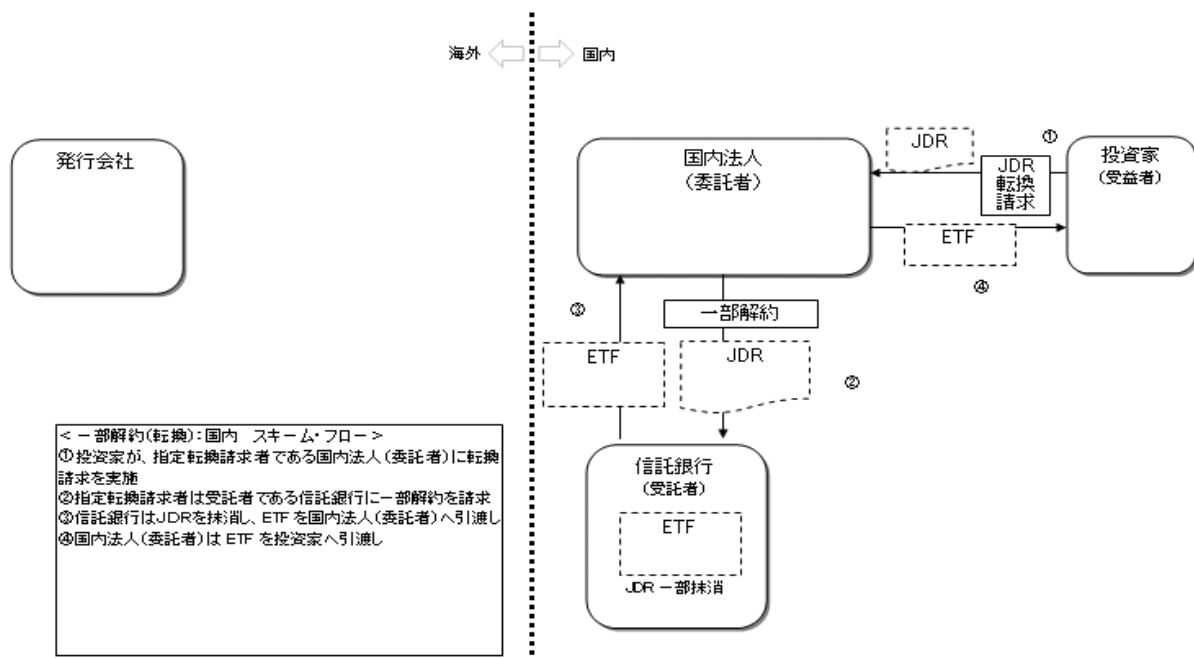
① 海外保有者のETFJDR一部解約

ETFJDRを保有する海外投資家は、ETFJDRを解約し、自国市場で売買することが可能となります。



② 国内保有者のE T F J D R一部解約

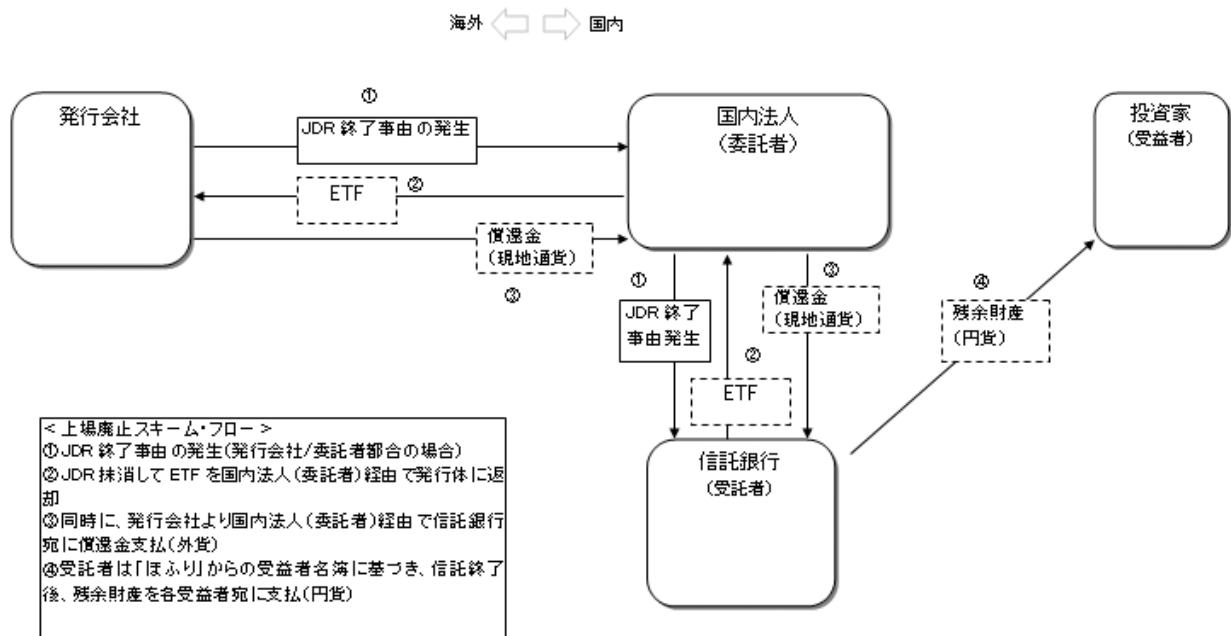
E T F J D Rを保有する国内投資家は、原則としてE T F J D Rのみで取引を行いますが、現地のD T C C、Euroclear等に口座を持つ投資家はE T F J D Rを解約し、原証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fを引き出し海外市場で売買することが可能となります。(現地法令上の制約がない場合に限ります。)



(3) 終了

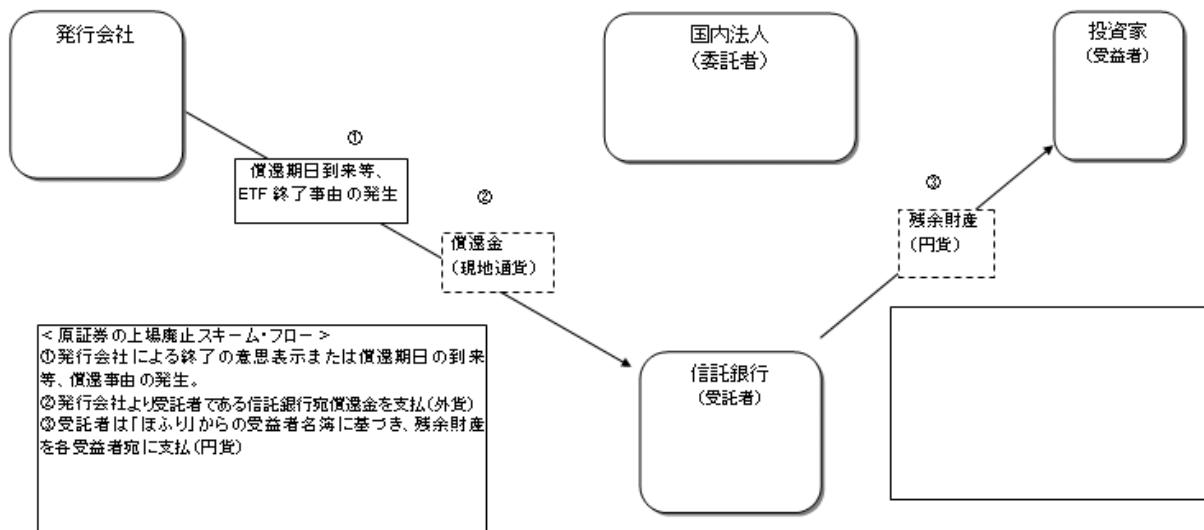
① E T F J D Rの上場廃止時等

E T F J D Rが上場廃止となる場合、J D R受託者たる信託銀行が償還金を受け取り、国内投資家に対して原証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fではなく金銭での交付を行います。



② 原証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fの上場廃止

原証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fが現地で上場廃止される場合、受託者たる信託銀行が償還金を受け取り、国内投資家に対して外国E T Fや外国商品現物型E T Fではなく金銭での交付を行います。



第8章 その他

8－1. サポート・メンバーモードについて

■有価証券上場規程第1104条第2項第6号a(第1104条第3項第1号、同条第6項)

東証の市場におけるETFDの流通の確保のために、当該ETFDの上場の時までに業務規程第68条に規定する東証が指定する取引参加者が指定される見込みがあること。

■業務規程第68条

(外国株券等の円滑な流通の確保)

外国株券、投資信託受益証券、投資証券、内国商品信託受益証券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券（以下この条において「外国株券等」といいます。）について、幹事金融商品取引業者等（幹事である金融商品取引業者をいい、指標連動型投資信託受益証券にあっては、指定参加者（募集の取扱いを行う者をいいます。）をいい、外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券（外国法人の発行する株券を信託財産とするものを除く。）及び外国受益証券発行信託の受益証券（※）にあっては、東証が定めるところにより東証が指定する取引参加者をいいます。）である取引参加者は、東証の市場における当該外国株券等の円滑な流通の確保に努めるものとする。

（※）「外国受益証券発行信託の受益証券」にETFDも含まれます。

a. サポート・メンバーモード⁴の概要

サポート・メンバーモードは、ETFDについては、株式における主幹事証券会社や内国ETFにおける指定参加者のような流動性維持に関与する存在がないことから、ETFDの流動性の向上について支援が可能な取引参加者を確保するため、取引参加者からの任意の申請に基づき、東証が銘柄ごとにサポート・メンバー及びそれに準じる準サポート・メンバー（以下「サポート・メンバー等」といいます。）を指定する制度です。

東証がサポート・メンバー等に指定した取引参加者の皆様には、当該指定に係るETFDについて、円滑な流通の確保に努めていただき、とりわけ、受益者の分布の状況が不均衡な上場直後の期間においては、流通が不安定とならないよう、適正な値段及び数量の売買⁵を行うことに努めていただくことになります。当該制度においては、発注時間や数量など売買に関する義務内容は特に定めず、当該銘柄の特性、市場の状況等を勘案して、当該サポート・メンバー等が適正と判断する可能な範囲内で、当該銘柄に発注をしていただき、当該銘柄の流動性のご支援をお願いするものです。

また、サポート・メンバー等である取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、第三者のマーケット・メイク業者（海外業者を含む。）等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の確保に係る注文を受託することもできます。

⁴ 業務規程上では、「外国ETF等サポート・メンバーモード」との名称で運用を行います。なお、外国ETF等サポートメンバーとは、①外国ETFサポートメンバー、②外国ETF準サポートメンバー、③ETFDサポートメンバー、④ETFD準サポートメンバー、⑤ETNサポートメンバー、⑥ETN準サポートメンバーを総称したものとなります。また、2011年4月より「外国ETFサポート・メンバーモード」から「外国ETF等サポート・メンバーモード」に制度の名称が変更となっております。

⁵ 対象ETFD、及び、対象ETFDのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等を考慮して、取引参加者が適正と考える値段及び数量の範囲内で呼値を行うことをいいます。

なお、上場制度上、E T F J D Rの新規上場申請者に対しては、新規上場時にサポート・メンバー等の指定が行われる見込みがあることを求めていきます。したがいまして、上場申請時には事前にサポート・メンバー等の申請を行う取引参加者各社との調整が求められますので、ご留意ください。

b. サポート・メンバー等の指定・辞退の手続き

① サポート・メンバー等への指定

サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者におかれましては、指定を希望される銘柄ごとに、それぞれ「外国E T F等サポート・メンバー指定申込書」又は「外国E T F等準サポート・メンバー指定申込書」（以下「指定申込書」といいます。）を提出してください。それぞれの指定申込書は弊社のT a r g e t 「フォーマット集」にある参考様式⁶になります。

なお、サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、指定申込書の提出の際に、併せて円滑な流通の確保のための注文発注に関する方針について記載した書面（「円滑な流通の確保に関する基本方針」（様式自由））を提出してください。当該書面には、サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者において、「当該銘柄に係る売呼値及び買呼値を行うこと」、「円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている当該銘柄の呼値に対応する呼値を行うことのいずれかについて努める旨」など、円滑な流通の確保のための基本的な方針を可能な範囲で記載ください。サポート・メンバーは、当該基本方針に従って円滑な流通の確保に努めることができます⁷。なお、当該書面は公表しません。

準サポート・メンバーの指定を希望される取引参加者におかれましては、「円滑な流通の確保に関する基本方針」の提出は不要です。ただし、当該書面の提出を妨げるものではございません。なお、当該書面は公表しません。

また、サポート・メンバー等の指定を希望される取引参加者が、自身では円滑な流通の確保に係る注文を行わず、第三者のマーケット・マイク業者等より、一定の契約関係に基づいて円滑な流通の確保に係る注文を受託する場合⁸には、当該取引参加者と当該業者等の間の契約内容の概要が分かる書面等を併せて提出いただきます。

お申込いただいた取引参加者に対して、提出書面の確認等をさせていただいた後、東証から「外国E T F等サポート・メンバー指定通知書」又は「外国E T F等準サポート・メンバー指定通知書」をお送りさせていただきます。

なお、サポート・メンバー等の指定及びその維持にあたって、東証に対する追加費用は発生しません。

⁶ 指定申込書の参考様式について、確認事項等に必要に応じて文言を追加すること（例えば、外国E T F等準サポート・メンバー指定申込書の確認事項において、「円滑な流通の確保に関する基本方針」を添付し、当該基本方針に基づき「円滑な流通の確保」に努める旨を追記していただくなど）は妨げませんが、参考様式に記載されている内容の変更・削除は、原則としてできません。

⁷ 当該書面に、対象E T F J D R及び対象E T F J D Rのヘッジに使用する金融商品等の相場状況、値段等の取引条件、ポジション・リスク等に照らして円滑な流通の確保のための売り呼値、買い呼値の一方又は双方を行うことができない場合（システム障害、対象E T F J D R又は対象E T F J D Rのヘッジに使用する金融商品等の価格に重大な影響を与える発表・報道や相場の急変等）について記載いただいた場合には、これらの記載に従って円滑な流通の確保を行うことが期待されます。

⁸ この場合には、指定申込書の確認事項に、①円滑な流通の確保に努める具体的な方法として、取引参加者が指定する第三者が行う注文を受託し、当該注文を東証市場に発注するとともに、②円滑な流通の確保のため、当該取引参加者が当該銘柄の呼値の状況に応じて当該第三者に適時適切に連絡を行うことに努める旨を追記していただきます（参考様式をご参照ください）

② サポート・メンバー等の指定取消し

サポート・メンバー等の指定を受けた後、指定取消しを希望する場合には、指定取消しを希望する日（以下「指定取消日」といいます。）の1か月前までに、「外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書」を提出してください。

東証は、提出書面の確認等をさせていただいた後、東証から「外国ETF等サポート・メンバー指定取消し通知書」又は「外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し通知書」をお送りさせていただきます。

なお、投資者の混乱防止等の観点から、指定取消日は、サポート・メンバー等に指定された日から起算して6か月を経過した日以降の日としてください。

上記サポート・メンバー等による指定取消し希望のほか、東証は、ETFDの市場秩序の維持、投資者保護の観点から必要と認める場合には、指定を取り消すことがあります。

c. 取引料の割戻し

サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者につきましては、指定に係る銘柄におけるサポート・メンバーに指定された日以降の取引実績に応じて、取引料の割戻しをさせていただきます。

なお、準サポート・メンバーの指定を受けた取引参加者におかれましては、上記取引料の割戻しはございませんので、了承ください。

サポート・メンバーに対する具体的な取引料の割戻し額は、毎年4月から翌年3月末日までの間にサポート・メンバーが東証立会市場において行った、サポート・メンバーの指定に係る銘柄の売買⁹のうち、外国ETFサポート・メンバーとして行ったものとして指定する注文に係る売買の取引代金の合計額¹⁰に、万分の0.261を乗じて算出した額（円単位未満の端数は切り捨てます。）となります。

ただし、外国ETF等サポート・メンバーの指定又は指定取消しの日が属する年度における取引料の割戻しについては、当該指定の日又は指定取消しの日を、それぞれ当該年度の初日又は最終日とします。割戻しの方法としては、毎年4月下旬を目途に、その前年度の取引料の引落し口座に振り込ませていただきます。

d. その他

① サポート業務取扱担当者の届出

サポート・メンバー制度に関する諸連絡において、東証との連絡の窓口となっていた方として、「外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書」に基づき、指定日までに「外国ETF等サポート業務取扱担当者」を届出してください。

⁹ 当該銘柄のTOSEN市場における売買は含まれません。また、過誤訂正等のための売買（業務規程第41条に定める売買をいいます。）及び復活のための売買（業務規程第42条に定める売買をいいます。）を含みます。

¹⁰ 当該指定した勘定による売買のなかに、「円滑な流通の確保」のために行った売買以外の売買がある場合であっても、当該指定した勘定による売買の売買代金の合計額をもとに、取引料の割戻しに係る計算を行います。

なお、サポート業務取扱担当者に変更が生じた場合はその都度届出してください。

② サポート・メンバーの公表等

東証は、サポート・メンバーの指定又は指定取消しを行ったときには、その旨を各取引参加者に通知します。併せて、東証ホームページにおいても、その旨を公表します。
準サポート・メンバーにおかれましては、上記通知・公表は行いません。

③ サポート・メンバー制度に関する様式の掲載

サポート・メンバー制度に係る以下の書類の様式につきましては、T a r g e t 「届出書類」→「フォーマット集一覧」→「株式部（株式関係）」に掲載しています。

【T a r g e t 「フォーマット集」掲載様式】

- 外国ETF等サポート・メンバー指定申込書（参考様式）
- 外国ETF等準サポート・メンバー指定申込書（参考様式）
- 外国ETF等サポート・メンバー指定取消し申込書
- 外国ETF等準サポート・メンバー指定取消し申込書
- 外国ETF等サポート業務取扱担当者届出書

8－2. 売買等の取扱い

(1) 売買等の制度上の取扱い

売買等の制度上の取扱いは、以下のとおりとなります。

売買	<p>〔売買立会時間〕</p> <ul style="list-style-type: none">内国ETFと同じ取扱い（業務規程第2条第1項第1号「株券」の定義に含まれます。） <p>〔売買の種類〕</p> <ul style="list-style-type: none">内国ETFと同じ取扱い（当日決済取引、普通決済取引）。（業務規程第9条第1項第2号、内国ETFとは該当条文が異なります。） <p>〔呼値〕</p> <ul style="list-style-type: none">内国ETFと同じ取扱い（業務規程第14条第3項第2号） <p>〔売買単位〕</p> <ul style="list-style-type: none">本国における法制度等や他の上場有価証券における売買単位の水準等からその都度当取引所が定める売買単位とします。 <p>〔制限値幅〕</p> <ul style="list-style-type: none">内国ETFと同じ取扱い。（呼値の制限値幅に関する規則第2条第1項「株券」の定義に含まれる。） <p>〔基準値段〕</p> <ul style="list-style-type: none">外国ETFなどの海外取引所との重複上場銘柄と同じ取扱い。（呼値の制限値幅に関する規則第4条第1項第2号の「外国株券」の定義に含まれます。）具体的には、基準値段は、新規上場日は本国相場（ニューヨーク証券取引所など）の直近値段を円換算した価格基準値段とし、新規上場日の翌日からは、原則として、当取引所市場における前日最終値段を基準値段とします。（その後は、半年ごとに（毎年4月と10月）に見直しを行い、値付日数をもとに、東証が個別に指定した銘柄については、東証市場の前日の最終値段等を当日の基準値段とします。なお、新規上場後、最初に迎える指定適用日（毎年4月と10月）においては、新規上場日から算定期間の終了の日までの間に6か月間を経過していない場合は、当該指定適用日では取扱いの見直しを行わず、引き続き、当取引所市場における前日最終値段等を基準値段として適用します。）なお、本国市場における当日立会開始前の直近の値段等を円換算した値段が、東証市場の当日の基準値段から大幅に乖離した場合は、本国市場における当日立会開始前の直近の値段等を円換算した価格を東証市場の当日の基準値段とするとともに、同日は終日成行呼値を禁止することもあります。 <p>〔証券コード〕</p> <ul style="list-style-type: none">4桁の証券コード。 <p>〔取引通貨〕</p> <ul style="list-style-type: none">円貨建て取引。
清算・決済	<p>〔清算〕</p> <ul style="list-style-type: none">外国ETFと同様（清算システム上の証券種類等識別コードは便宜上「B3：外国投資信託受益証券」が付されます。） <p>※内国ETFと外国ETFで清算方法は変わりません。清算システム上の証券種類等識別コードのみ異なります。</p> <p>〔決済〕</p> <ul style="list-style-type: none">内国ETFと同様（受益証券発行信託の受益証券、株式等振替制度、DVP決済）

信用取引	<ul style="list-style-type: none"> 制度信用銘柄の選定対象 <p>※貸借銘柄の選定に当たっては、貸借銘柄の選定基準を満たすことが必要となります。</p>
その他	<p>[受託]</p> <ul style="list-style-type: none"> 内国株券同様（内国受益証券発行信託の受益証券） ※外国証券取引口座の開設は不要。 <p>[代用有価証券]</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引…………… 100分の80（上限） 市場デリバティブ取引…………… 100分の70（上限） 信認金、取引参加者保証金、発行日決済取引の売買証拠金… 100分の70（上限） <p>[各種報告書]</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資部門別売買動向報告書……………不要（外国ETFと同様） 上場株券受益証券東京証券取引所内取引高報告書……………「受益証券」として報告 モニタリング調査票及び事業報告書（※）……………内国の「その他」の「その他」に含めて報告 <p>※両取扱いの詳細については、日本証券業協会までお問い合わせください。</p>

（2）システム上の取扱い

システム上の取扱いは以下のとおりとなります。

売買	<ul style="list-style-type: none"> 売買立会はarrowhead、ToSTNet取引はToSTNetシステムで取扱い
相場報道システム	<ul style="list-style-type: none"> FLEX full, FLEX Standard, FLEX light で取扱い 〔銘柄基本情報及び銘柄リアル電文〕 銘柄区分0116（外国証券投資信託受益証券）を便宜上設定 〔統計情報〕 算出対象外
清算システム	<ul style="list-style-type: none"> 清算システム参加者標準端末（CMF端末）においては、便宜上「外国投資信託受益証券」（証券種類等識別コードB3）を設定

8－3. 証券保管振替機構における取扱いと手続き

E T F J D Rの上場につきましては、証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）でのお取扱いが前提となります。

E T F J D Rは、信託法に規定する受益証券発行信託の受益権の一種であり、機構では、振替法における「振替受益権」¹¹として、上場内国株式等と同様に「株式等振替制度」において取り扱われます¹²。

なお、株式等振替制度上、発行者として取り扱われるのは、当該受益証券の発行者、すなわち受益証券発行信託の「受託者」であり、これまで説明してきた原証券である外国E T F又は外国商品現物型E T Fの発行者とは異なる点にご注意ください（以下、本項において、単に「発行者」といいます場合には、受益証券発行信託の「受託者」を指します。）。

株式等振替制度では、振替受益権に係る受益者等の権利の管理（発生、移転及び消滅）が、機構及び口座管理機関等（証券会社等）に開設された口座において電子的に行われます。

（1）振替受益権の機構取扱いに係る手続

機構での取扱いに際しては、発行者から機構に対し、機構取扱いに係る同意書の提出等、機構所定の手続が必要となります。詳しくは、機構ホームページ（URL: <http://www.jasdec.com/>）をご覧いただか、又は、機構に直接お問い合わせください。

《機構に対する提出書類》

- 同意書
- 代表者の印鑑証明書
- 受益証券発行信託に係る契約
- 株式等振替制度参加に係る届出書
- その他機構が定める書類

（2）振替受益権に係る発行者から機構への通知事項

振替受益権に関し、発行者が次に記載する事項について決定等を行った場合又は当該事項が発生した場合には、発行者から機構への通知が必要になります。

- 振替受益権の発行を決定した場合（振替受益権の追加信託を行う場合を除く。）
- 受託者の任務の終了事由（信託法第56条第1項各号に掲げる事由をいいます。）が発生した場合。
- 新受託者の選任を決定した場合
- 振替受益権の併合を決定した場合
- 振替受益権の分割を決定した場合
- 信託の併合を決定した場合
- 吸收信託分割を決定した場合（交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限ります。）
- 新規信託分割を決定した場合（交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合に限ります。）
- 受益証券発行信託に係る契約の変更を決定した場合
- 受益者集会の招集（受益者集会に準ずるものも含む。）をする場合
- 受益者の権利を確定させるため日の設定を決定した場合
- 機構に対する届出事項に変更が生じた場合

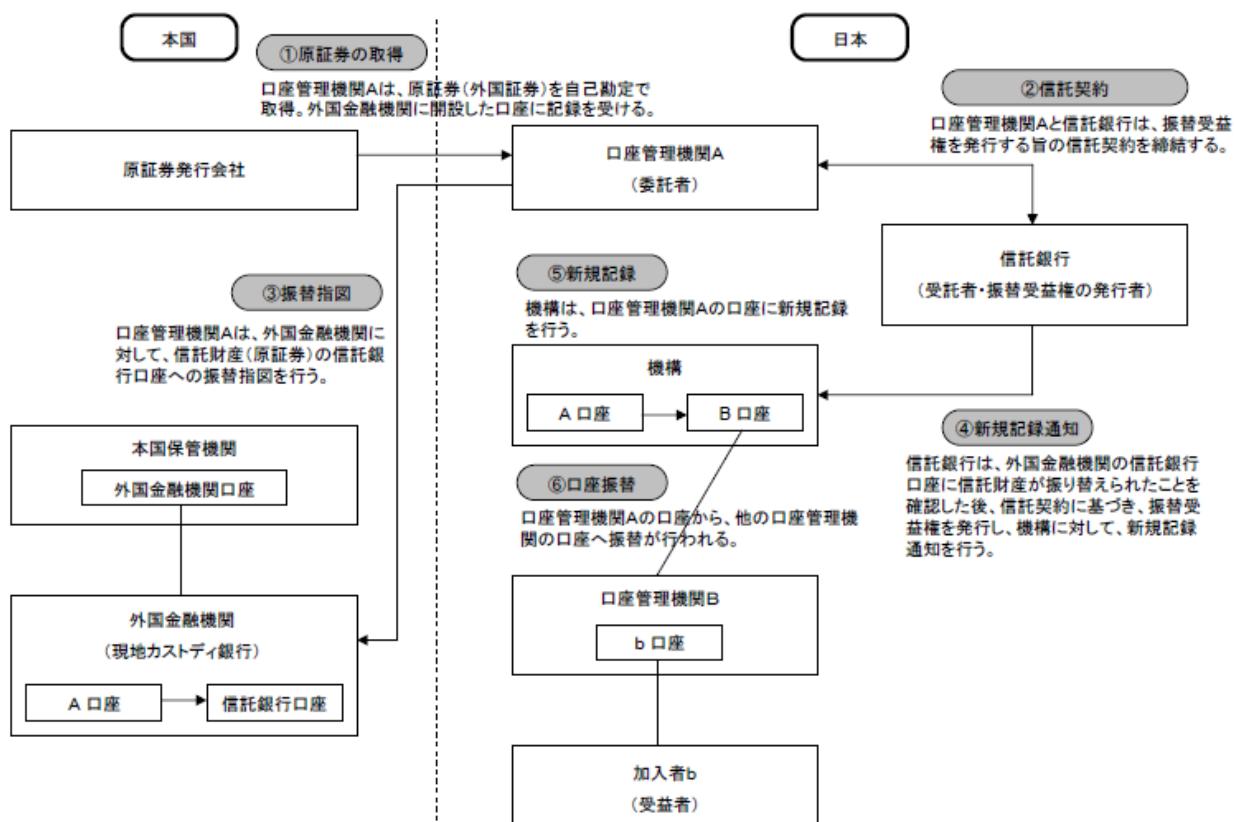
¹¹ 振替法第127条の2

¹² 当該外国E T F信託受益証券及び当該外国商品現物型E T F信託受益証券について、金融商品取引所に上場されていること又は金融商品取引所による上場承認が行われていることが、機構取扱いの要件となります。

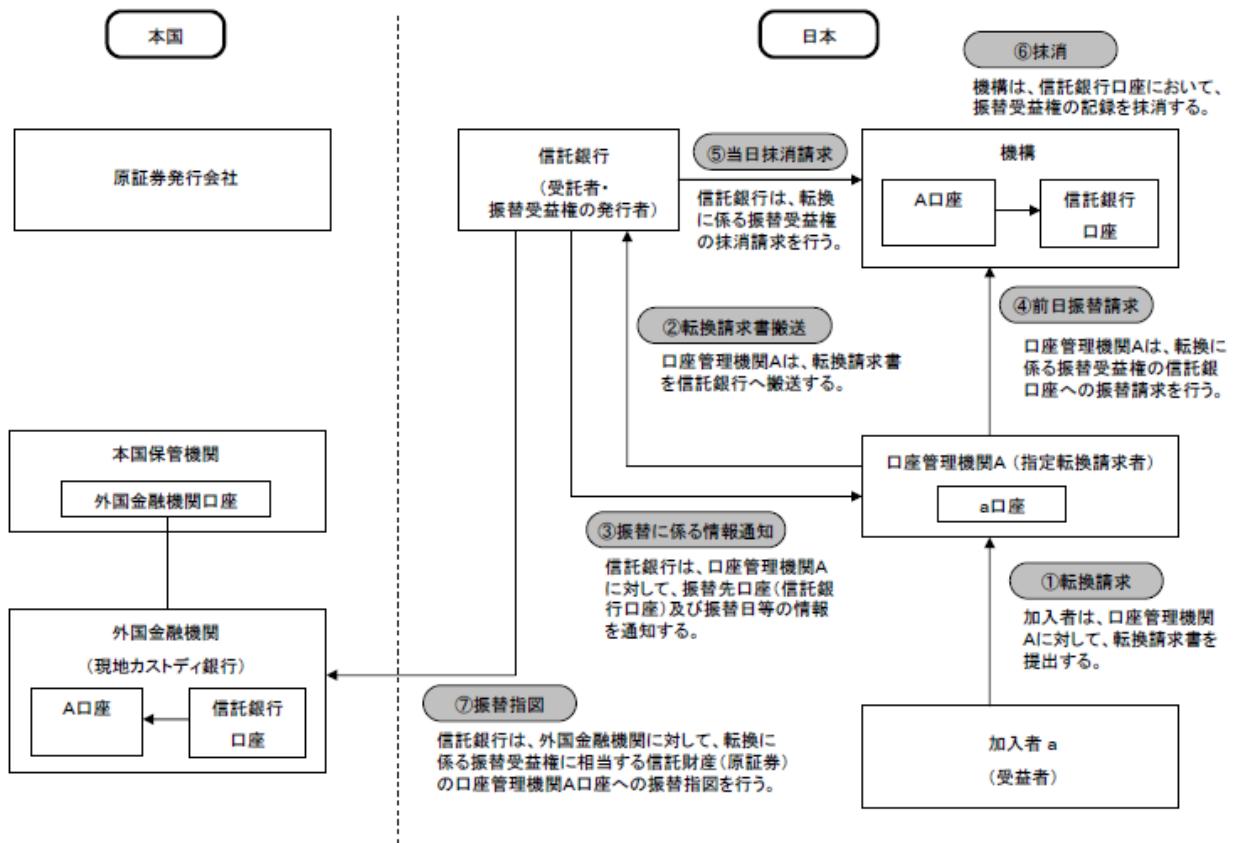
- 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合
- 振替受益権に係る権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合（上記を除く。）
- 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合（上記を除く。）
- その他機関が定める場合

（3）振替受益権に係る主な事務処理

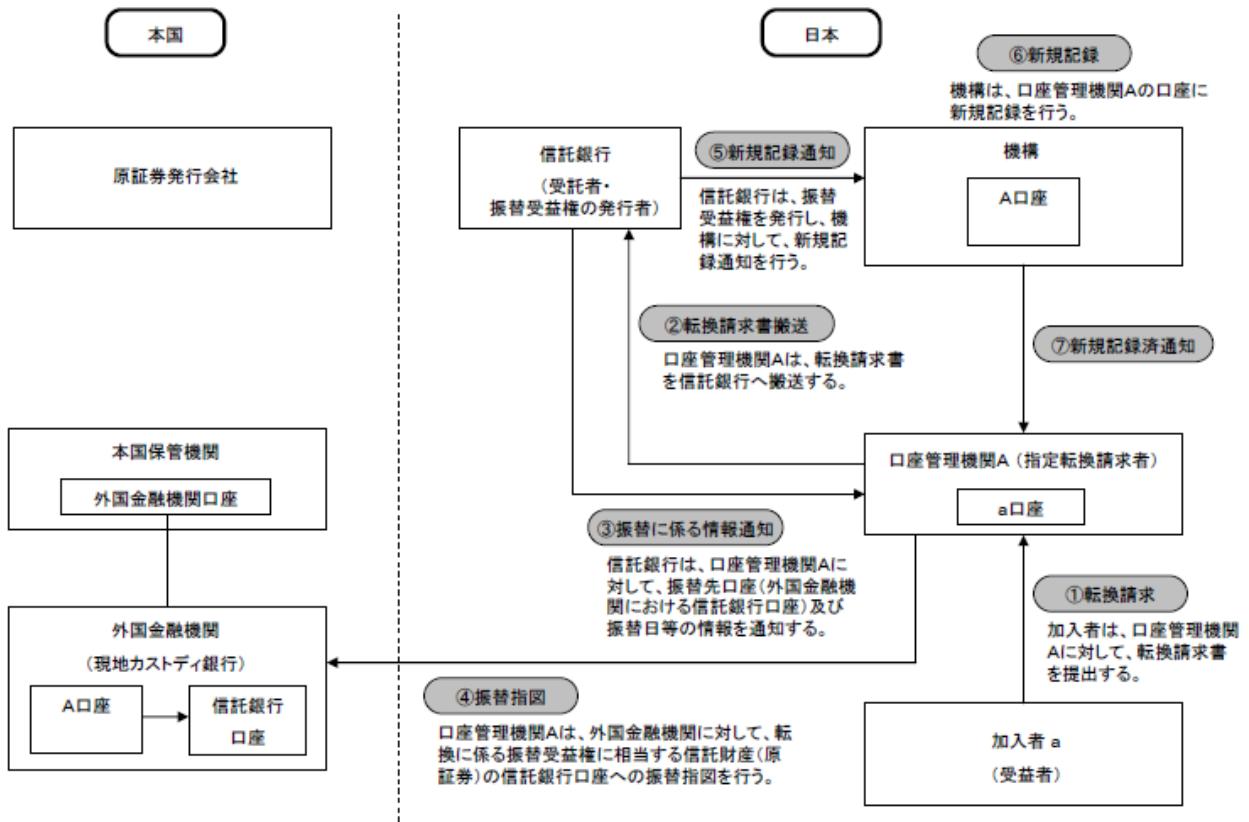
a. 新規発行に係る事務処理（新規記録）



b. 転換（信託の一部解約／振替受益権→信託財産）に係る事務処理



c. 転換（追加信託／信託財産→振替受益権）に係る事務処理



d. 振替受益権の分配金に係る事務処理

振替受益権の分配金に関する取扱いについては、株式等振替制度における振替株式の配当金に関する取扱いに準じます。

東京証券取引所
ETF JDR上場の手引き
(第15版)

TSE ETF JDR New Listing Guidebook ver.15

発行日 第1版 2012年5月21日
第15版 2025年5月30日

編集 株式会社東京証券取引所 上場推進部

発行所 株式会社東京証券取引所 上場推進部
〒103-8220
東京都中央区日本橋兜町2-1
電話 (03) 3666-0141 (大代表)
<https://www.jpx.co.jp/>

Copyright © 2025 Tokyo Stock Exchange, Inc. All rights reserved.

本ガイドブックに関する著作権は、印刷物・電子ファイル
その他の形態に問わらずすべて発行者である株式会社東京
証券取引所に帰属します。したがって、許可なくその全部
又は一部を複製・転載又は改変するなど、株式会社東京証
券取引所の著作権を侵害する行為は、これを一切禁じます。